

# 第 1 4 9 回

## 群馬県都市計画審議会

### 議 事 録

開催日時	平成 2 1 年 6 月 2 5 日 午前 1 0 時 ~
場 所	群馬県庁 7 階審議会室

## 第149回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成21年6月25日 午前10時～午後4時10分
- 2 場 所 群馬県庁7階審議会室
- 3 出席委員 高橋伸二 田口佐知雄 小山洋 菊川滋（代理 関根保弘）  
福本修爾（代理 田中正史） 皆川芳嗣（代理 久保正樹）  
川上幸一（代理 浜修） 大平修（代理 鈴木知広） 中村紀雄  
松本耕司 平田英勝 大沢幸一 角倉邦良 高山吉右 高橋正
- 4 欠席委員 長谷川浩子 原田寛明 藤生洋子 塚本修 松浦幸雄  
鈴木和雄 萩原涉
- 5 事務局幹事出席者  
川瀧県土整備部長  
（都市計画課）堺課長 高橋次長 荒巻次長  
（建築住宅課）金井次長
- 6 補助説明者等  
太田市建築指導課  
前橋市都市計画課
- 7 議案  
第1号議案 太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について  
第2号議案 渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について  
第3号議案 安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について  
第4号議案 渋川都市計画区域、伊香保都市計画区域、北橋都市計画区域及び  
子持都市計画区域の変更について  
第5号議案 渋川都市計画道路（3・6・19関谷橋線ほか3路線）の変更について  
第6号議案 渋川都市計画公園（7・7・1号榛名公園ほか1公園）の変更について  
第7号議案 安中都市計画区域及び松井田都市計画区域の変更について  
第8号議案 笠懸都市計画区域及び大間々都市計画区域の変更について  
第9号議案 みどり都市計画風致地区（高津戸風致地区ほか2地区）の変更について  
第10号議案 みどり都市計画道路（3・4・1号赤城駅手振山線ほか7路線）の変更  
について  
第11号議案 みどり都市計画公園（7・5・1号高津戸公園）の変更について  
第12号議案 水上都市計画区域及び月夜野都市計画区域の変更について  
第13号議案 みなかみ都市計画道路の変更について

- 第14号議案 みなかみ都市計画公園の変更について
- 第15号議案 前橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第16号議案 大胡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第17号議案 宮城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第18号議案 粕川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第19号議案 富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第20号議案 渋川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第21号議案 榛東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第22号議案 吉岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第23号議案 赤堀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第24号議案 東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第25号議案 玉村都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第26号議案 高崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第27号議案 榛名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第28号議案 箕郷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第29号議案 吉井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第30号議案 安中都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第31号議案 藤岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第32号議案 鬼石都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第33号議案 富岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第34号議案 下仁田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第35号議案 甘楽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第36号議案 中之条都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第37号議案 長野原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第38号議案 草津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第39号議案 吾妻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第40号議案 沼田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第41号議案 みなかみ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第42号議案 太田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第43号議案 藪塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第44号議案 桐生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第45号議案 新里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第46号議案 みどり都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第47号議案 館林都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 第48号議案 前橋都市計画区域区分の変更について
- 第49号議案 高崎都市計画区域区分の変更について
- 第50号議案 藤岡都市計画区域区分の変更について
- 第51号議案 玉村都市計画区域区分の変更について
- 第52号議案 桐生都市計画区域区分の変更について
- 第53号議案 太田都市計画区域区分の変更について

第54号議案 館林都市計画区域区分の変更について

第55号議案 前橋都市計画道路（3・4・16号朝日町下阿内線）の変更について

第56号議案 館林都市計画新住宅市街地開発事業の変更について

8 報告事項

群馬県都市計画審議会の委員数の変更について

9 議事概要 別紙のとおり

## 第149回群馬県都市計画審議会 議事概要

(事務局)

皆様たいへんお待たせ致しました。ただ今から第149回群馬県都市計画審議会を開催致します。本日はお手元の次第のとおり、県土整備部長が出席して挨拶する予定でしたが、急遽、インフルエンザ対策本部、引き続き予算編成本部が招集されまして出席が遅れております。川瀧部長が参りましたら、切りの良いところで御挨拶させて頂きたいと思っております。

申し遅れましたが、私、本年4月の人事異動で都市計画課長を拝命しました堺でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、委員の出欠状況について御報告致します。本日出席をお願い致しました委員の皆さんは22名ですが、現在12名の方が出席頂いております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降7名の委員に異動がございましたので、事務局から御報告致します。

(事務局)

引き続き御報告致します。お手元に群審報第90号をお出しておりますが、御覧頂きたいと思っております。群馬県都市計画審議会条例第2条第1項第4号に定める県議会議員の委員に6名の異動がございました。就任委員は、中村紀雄委員、松本耕司委員、平田英勝委員、大沢幸一委員、萩原渉委員、角倉邦良委員です。また、第2条第1項第5号に定める市町村議会議長を代表する者として、高山吉右委員が就任されています。

(事務局)

それでは、開会にあたりまして高橋会長さんから御挨拶をお願い致します。

(会長)

本日は、第149回群馬県都市計画審議会を開催致しましたところ、委員の皆様方には御忙しい中、御集まりを賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議案件56件と報告事項1件でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議事録署名人2名を指名させて頂きますので御承知ください。田口委員さん、小山委員さんをお願いします。それでは座らせて頂いて議事を進めさせて頂きます。

(議長)

これより議事に入りますが、本日は議案が56件と大変多くございます。関連する議案については、できるだけ一括審議とさせて頂き、その都度指定させて頂きます。

なお、議案の説明は、幹事から致しますが、必要に応じて関係市町村から補足説明をさせて頂く場合もありますので、御了承願います。

また、本日の審議は、午後まで予定しておりますので、12時を回りましたら昼食及び

休憩として、40分程度の休憩を取りたいと存じます。

次に、審議に入ります前に本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。事務局から説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も意見書の要旨も含めまして、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断致します。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、いずれの議案も公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、御意見等はございますか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、いずれの案件につきましても傍聴を認めることと致します。傍聴者の入場をお願い致します。

(「傍聴者入場」)

(議長)

傍聴者について報告をして下さい。

(事務局)

本日の傍聴者でございますが、報道関係者の申込が4名でございますが、現在は2名でございます。

(議長)

それでは傍聴の皆様には、先程事務局からお配りをいたしました「傍聴要領」をよく読んで遵守してください。

なお、「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場して頂きます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可致しますので、どうぞお撮り下さい。

(議長)

それでは写真撮影を終了させていただきます。

第1号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

それではこれから審議を始めたいと思います。

第1号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

私、建築住宅課次長の金井と申します。よろしく申し上げます。

第1号議案「太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。

産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り、建築行為や用途変更ができることになってます。

本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁である太田市が本審議会に付議し、御審議頂くものでございます。私が概要説明を致しまして、その後、詳細な説明につきましては、太田市の補助説明者から説明をさせていただきます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。議案書1ページを御覧下さい。付議書の写してございます。太田市からの付議となっております。

続きまして、2ページが施設概要となっております。名称は、太田都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は、工業地域。申請者住所氏名は、群馬県太田市世良田町1969-2、サッポロビール株式会社群馬工場、工場長岡村成通。所在地は、太田市新田木崎町37-1他87筆。敷地面積は、130,035.61㎡。主な施設は、食品製造工場。この中の既存施設を産業廃棄物処理施設とするものです。処理能力は、汚泥脱水処理1日当たり160m<sup>3</sup>。建築物の申請部分は、578.44㎡でございます。

本施設は、既存の処理能力が1日当たり30m<sup>3</sup>を超える汚泥水処理施設であります。今般、他の工場で発生する汚泥を受入れ脱水を行うことに伴い、建築基準法第51条の許可が必要となることから、用途変更として、建築基準法第51条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。

それでは、担当行政庁から詳細な内容について、説明させていただきます。

(太田市)

太田市建築指導課の伴場と申します。第1号議案について、説明をさせていただきます。

申請者のサッポロビール株式会社は、ビール、清涼飲料水、食料品、医薬品の製造など幅広く事業を展開している食品メーカーでございます。

太田市内では、合併前の旧新田町、旧尾島町の時に同社の工場が建設され、また同業他社の工場が同社に吸収され、木崎、尾島の2箇所で事業所が操業することとなりました。これらの事業所では、ビール事業に関連する麦芽、酵母エキス、焼酎、合成清酒及びリキュール類等の製造を行っております。

現在、尾島事業所の製造工程で排出される廃水は、全部を当該事業所の廃水処理施設で処理しきれず、一部を産業廃棄物処分業者に委託し、搬出処理されております。

今回の計画は、汚泥のリサイクルを推進するため、尾島事業所で排出される廃水全部をタンクローリー車で木崎事業所まで運搬し、同所の廃水処理施設に投入し、脱水機で汚泥の脱水処理を行おうとするものです。

脱水後の汚泥は、専門の業者によって堆肥の原料として加工され、農家の肥料として販売されることから、リサイクルの推進に寄与するものと考えております。

2つの事業所の汚泥の脱水を行うこととなる木崎事業所の汚泥脱水機は、1日当たりの処理能力が160m<sup>3</sup>とであること、他の工場から廃水を受け入れることなどから、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものでございます。

次に、お手元のA3判の議案添付図面を説明させていただきます。図-1を御覧下さい。申請地の位置を示しております。

申請地の木崎事業所は、太田都市計画区域内にあり、太田駅からは、南西に約6キロ、東武伊勢崎線木崎駅のすぐ北側に位置しています。

また、尾島事業所は、木崎事業所から西に約2.5キロ、国道17号線沿いの尾島第二工業団地内にあります。

図-2を御覧下さい。申請地から300m以内の状況を示しております。図面の上方が北でございます。朱色で示したのが、今回の申請地でございます。申請地周辺の工場は、青、住宅は、黄色、道路は、緑で表現しています。

敷地の周囲は、主に農地、住宅地として利用され、一部に工場が立地しています。

木崎事業所の操業時間でございますが、午前8時30分から午後5時まででございます。なお、汚泥脱水処理施設の稼働時間は、午前9時から午後5時まで、汚水の搬入、汚泥の搬出時間は、午前9時から午後3時までとし、小中学生の通学時間帯を避け、安全対策に万全を期す予定であります。

図-3を御覧下さい。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。図面の上方が北でございます。黄色が敷地内の建物、緑色が緑地、水色の斜線部分が廃水処理施設、ピンクの斜線部分が汚泥脱水処理施設でございます。いずれも既存の施設でございます。増改築等はございません。

尾島事業所から運ばれた廃水は、図面中央上の投入と記入してある廃水処理施設の原水槽に投入されることとなります。なお、投入量は1日当たり最大40トンを想定しております。

図-4を御覧下さい。こちらは、汚泥脱水処理工程を表したものでございます。先ほど配置図のところでお説明した廃水処理施設の原水槽に投入された尾島事業所から運ばれた廃水は、木崎事業所の廃水とともに、調整槽、嫌気リアクター、曝気槽を経て沈殿槽に導かれ、処理水と汚泥に分離し、汚泥は底部に沈殿します。この汚泥は、余剰汚泥貯槽を経て、汚泥脱水処理施設の建物内にある汚泥凝集反応槽まで圧送され、凝集剤と混合し、含水率99%のフロック、つまり粒子の固まりとなります。そして、フロックは脱水機でプレス処理され、含水率81%程度まで脱水されます。

図-5を御覧下さい。こちらは、汚泥脱水処理施設の建物平面図でございます。図面左側から地上1階、中央が2階、右側が3階でございます。1階には、監視室、薬液溶解室、脱水ケーキ搬出場があります。2階には、汚泥脱水機が設置された脱水機室、薬品置き場及び容量20m<sup>3</sup>のケーキホッパーが2基設置されています。3階には、もう1台の汚泥



脱水機が設置された脱水機室があります。

図 - 6 を御覧下さい。こちらが、汚泥脱水処理工程の写真でございます。左上から右へ、中央右から左へ、左下から右へ御覧下さい。

左上の写真は、尾島事業所の廃水のサンプルでございます。次の写真は、木崎事業所の廃水処理施設の原水槽を写したもので、ここに廃水を投入します。

廃水は、写真の調整槽、嫌気リアクター、曝気槽を経て、最終的に沈殿槽に導かれ、浄化された処理水と汚泥に分離し、汚泥は底部に沈殿します。

左下の写真は、含水率 99% のフロックでございます。中央の脱水機に移し、プレス処理して含水率 81% 程度まで脱水したものが、右下の写真でございます。

添付図面の説明は、以上でございます。

次に、周辺的生活環境の保全対策について、説明させていただきます。

汚泥脱水処理の過程で発生する水は、全量廃水処理施設の原水槽に戻し、敷地外に直接放流することはありません。繰り返しになりますが、河川に放流するのは、廃水処理施設で浄化された水のみでありまして、汚泥脱水施設から生じた水は、再度廃水処理施設に戻すこととなります。

騒音、臭気については法令の規制値以内であり、震動、粉じんは発生いたしません。

なお、生活環境影響調査を行っておりますが、水質、騒音、振動、臭気のいずれの項目も規制値以内との評価が得られております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

太田市からの補足説明は以上でございます。

(事務局)

以上で、議案第 1 号の説明を終わらせて頂きます。

御審議の程よろしくお願い致します。

(議長)

それでは、本議案に係る皆様の御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

(平田委員)

処理後の汚泥は最終的にどうするのでしょうか。

(太田市)

長野県、群馬県の 2 箇所に搬出され、処理後、農家の肥料の原料として配られることになっています。

(議長)

よろしいでしょうか。

(平田委員)

はい。

(議長)

他に御意見もないようですので、御異議ないものとしてよろしいでしょうか。

(議長)

御異議ないようですので、本案は原案のとおり決定致します。

## 第2号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

続いて第2号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

続きまして、第2号議案「渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」説明させていただきます。

第1号議案と同様に都道府県都市計画審議会の議を経るべく、許可権者の特定行政庁であります群馬県が本審議会に付議し、御審議頂くものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。議案書3ページが付議書の写しでございます。続きまして、4ページが施設概要となっております。

名称は、渋川都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は、指定のない区域。申請者住所氏名は、渋川市川島1839番1、北進重機株式会社代表取締役杉村輝夫。所在地は、渋川市川島字山崎1831番13、1831番14。敷地面積は、1,446.76㎡。主な施設は、産業廃棄物処理施設。処理能力は、木くず破砕、1日当たり87.84t。建築物の申請面積は、414.80㎡となっております。

申請者の北進重機株式会社は、大型重機の販売、修理を行っており、平成8年からは、産業廃棄物である木くずの収集、運搬の許可を受けて積替、保管の業務も行っている会社であります。

今回の申請は、木くずの積替、保管のために設けた既存倉庫を内部に木くずの破砕設備を設置することにより、産業廃棄物処理施設とするものでございます。

この木くずの1日当たりの破砕処理能力が、5トンを超える産業廃棄物処理施設であり、建築基準法第51条の許可が必要なことから手続きを行うものでございます。

次に、添付図面を御説明させていただきます。図-7を御覧下さい。申請地の位置を示しております。申請地は、渋川都市計画区域内にあり、渋川駅からは、北西へ約4.5キロメートル離れた場所に位置しております。

搬入搬出の車両につきましては、県道渋川・新治線及び市道237号線を利用して行われ、1日当りの搬入は、10t車で6台、搬出は、24t車で3台程度を予定しております。

す。

続きまして、図 - 8 を御覧下さい。赤色で示したところが今回の申請地でございます。

敷地の周囲は、山林、農地に囲まれており、黄色で示したものが今回の申請地に最も近い住宅で、水平距離では約 74 m 程離れております。

続きまして、図 - 9 を御覧下さい。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。黄色で示してある部分が今回の処理施設であり、全面道路としましては 9.4 m の道路がございます。

続きまして、図 - 10 を御覧下さい。こちらは、工場内における産業廃棄物の搬入から、リサイクル製品として搬出されるまでの動線を示したものでございます。

続きまして、図 - 11 を御覧下さい。こちらは、木くずの破碎処理工程の流れを示したものでございます。点線の中が今回の施設の中で行われる作業でございます。

続きまして、図 - 12 を御覧下さい。こちらが、今回の申請建物で予定されている産業廃棄物の処理状況の例を示した写真でございます。

図面の説明は以上でございます。

続いて、補足説明をさせていただきます。

今回申請に当たりまして、生活環境影響調査を行っておりますが、その報告書の中で粉塵、騒音、振動、水質、臭気のいずれの項目も規制値以内、又は問題が無いと評価されております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で議案第 2 号の説明を終わらせて頂きます。

御審議の程よろしくお願い致します。

(議長)

それでは、第 2 号議案につきまして、委員の皆様のお意見・御質問をお願いしたいと思います。

(大沢委員)

渋川都市計画の関係でございますが、この地域は都市部からの大気汚染などで酸性雨が発生する地域ですから、赤城南面から発生する松枯れ材なども対象になる可能性があり、処理トン数も増えるのではないかと想定されますが、その辺は如何でしょうか。

(事務局)

需用については、詳しくは承知していませんが、業者としては、処理能力の範囲内で精一杯やっていくものと考えています。

(大沢委員)

処理能力の増加に伴い、搬出、搬入のトラックの数も増えると思うが、通学路もあります。通学の時間帯を含めてどのように対応する予定ですか。

(事務局)

登下校の時間帯を除く9時から15時の間に搬出入を行う計画になっています。

(大沢委員)

要望ですが、その辺については、特段の配慮をお願いしたい。

(平田委員)

畜産農家へ破碎チップの提供は考えていないでしょうか。

(事務局)

業者からは、火力発電所に燃料の供給ということが、一番の予定と聞いております。

(平田委員)

畜産農家へ破碎チップの提供ができるかどうか確認してもらえないでしょうか。

(中村委員)

参考までに、その火力発電所はどこですか。

(事務局)

新潟と聞いています。

(議長)

他に御意見等ございませんか。

先ほどの要望を含めて異議ないものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、異議ないものと認めまして、原案どおりに決定致します。

第3号議案「安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

(議長)

続いて、第3号議案「安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

続きまして、第3号議案「安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」

を御説明させていただきます。

議案の概要を説明させていただきます。議案書5ページを御覧下さい。付議書の写しでございます。群馬県知事からの付議となっております。

続きまして、6ページが施設概要でございます。

名称は、安中都市計画区域内産業廃棄物処理施設。用途地域は、指定なし。申請者は、大和建设株式会社代表取締役萩原始。所在地は、群馬県安中市大谷字新山1233-1他9筆。敷地面積は、34,555.48㎡。主な施設は、産業廃棄物処理施設。処理能力は、廃プラスチック類破碎の処理能力を増設して、1日当たり35.5t/日とするものです。以下、処理能力については、1日当たりを省略して説明させていただきます。

建築物は既存のままで、合計は8,174.26㎡ですが、このうち新たに廃棄物処理施設となる建築物の面積は、1,516.71㎡でございます。

施設の概要につきまして、説明をさせていただきます。

申請者の大和建设株式会社は、土木建築工事業の他、産業廃棄物処理業を営んでいる会社でございます。本議案の申請地、安中市大谷の処理施設につきましては、平成14年に木くずの破碎施設の設置、平成16年に木くずの破碎施設の能力増加、平成19年にがれきの破碎施設416t及び廃プラスチック類の破碎12tの設置について、建築基準法第51条の許可を受けております。

本申請は、その平成19年に設置された廃プラスチック類破碎施設の処理能力を増加させるための許可申請がされたものです。

添付図面につきまして、説明させていただきます。図-13を御覧下さい。申請地の位置を示しております。申請地は、安中市、富岡市、高崎市の境界に近い安中都市計画区域内にあり、地方道吉井安中線に接しております。搬入搬出車輛については、1日に10トン車7台程度でございます。

図-14を御覧下さい。赤色で示したのが、今回の申請地でございます。敷地の周囲は、山林及び農地でございます。黄色で示したのが住宅で、申請地から約50mであり、近隣はこの1軒のみでございます。

図-15を御覧下さい。こちらは、敷地の状況を示したものでございます。本申請の廃プラスチックの破碎施設は、青の斜線部分及び水色の斜線の部分でございます。

図-16を御覧下さい。こちらが破碎施設の内容を示したものでございます。今回許可の対象となる廃プラスチック破碎施設は、2箇所ありまして、上の図の固形燃料製造設備と記載のあるもので、図の右側から一次破碎機にて破碎し、おが粉、紙を混ぜ合わせ二次破碎機を経由して、固形燃料にするというものであります。この施設の一次破碎機が、平成19年に許可を受けたものであり、今回12.0tから30.7tへ処理能力を増加するものであります。

また、下図の選別破碎機につきましては、図右側、粗選別ヤードにて選別しきれないものについて、ラインにて手選別を行い、リサイクルできないものを廃棄処分するために破碎機にかけるものです。今回、この破碎機にて廃プラスチック類も含めて破碎することとするため、廃プラスチック類のみを破碎した場合の破碎能力4.8tを増設として、許可の対象に加えるものです。

この二つを併せた合計35.5tが議案書にあります処理能力になります。

続きまして、図 - 17 を御覧下さい。こちらが、処理工程になります。先ほど申し上げました処理と同じです。

続きまして、図 - 18 を御覧下さい。こちらが、固形燃料製造の参考写真でございます。

図面の説明は、以上でございます。

本施設は、平成14年に最初の建築基準法第51条の許可を受けましたが、その後、今日まで近隣住民との良好な関係を築きつつ、業務を継続してきておりますとともに、今回の増設について生活環境影響調査を行っていますが、騒音、振動等について規制値以内と評価されております。

以上のことを踏まえ、本計画施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響がなく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わらせて頂きます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、第3号議案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。

(中村委員)

専門家の立場から見て環境に対する影響とか、トラブルとか過去にまったくなかったのでしょうか。

(事務局)

近隣に住宅が1件ありますが、そことの関係も良好です。少し離れたところに大谷地区という地区がありますが、当初から合意形成をして行っており、特に問題が生じたことはないと聞いています。

(大沢委員)

議案書の説明を見ると廃プラスチックの破碎となっていますが、図面を見ると混合廃棄物と考えられます。木材処理などを含めて処理量が増えると思うが、その辺の対処はどのようなのでしょうか。

(事務局)

木材については、過去に許可を取っており、今回の申請で漏れている訳ではありません。

(平田委員)

ペレットにして燃料として使うと思いますが、廃プラスチックが50%、紙とか木くずが50%だが、燃やしたときの有害物質の排出はどうか。また、ペレットの値段は幾らくらいでしょうか。

(事務局)

有害物質の排出はないと聞いています。ペレットの値段は把握していません。

(平田委員)

後で確認して教えて下さい。

(議長)

販売先は知っていますか。どんなところで使うのでしょうか。

(事務局)

具体的には聞いてませんが、発電所が対象だと思います。

(議長)

他の議案でも意見が出たので、処理先についても確認して下さい。

他に御意見等ございませんか。

先ほどの要望を含めて異議ないもとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは異議ないものと認めまして、原案どおりに決定致します。

第4号議案「渋川都市計画区域、伊香保都市計画区域、北橋都市計画区域及び子持都市計画区域の変更について」

第5号議案「渋川都市計画道路(3・6・19関谷橋線ほか3路線)の変更について」

第6号議案「渋川都市計画公園(7・7・1号榛名公園ほか1公園)の変更について」

第7号議案「安中都市計画区域及び松井田都市計画区域の変更について」

第8号議案「笠懸都市計画区域及び大間々都市計画区域の変更について」

第9号議案「みどり都市計画風致地区(高津戸風致地区ほか2地区)の変更について」

第10号議案「みどり都市計画道路(3・4・1号赤城駅手振山線ほか7路線)の変更について」

第11号議案「みどり都市計画公園(7・5・1号高津戸公園)の変更について」

第12号議案「水上都市計画区域及び月夜野都市計画区域の変更について」

第13号議案「みなかみ都市計画道路の変更について」

第14号議案「みなかみ都市計画公園の変更について」

(議長)

次に、第4号議案から第14号議案を上程させて頂きませんが、市町村合併に伴い、都市計画区域を統合し、都市計画の名称を変更する議案でございますので、一括上程とさせて頂きます。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、議案説明に入らせて頂きます。私、都市計画課次長の荒巻と申します。よろしくお願ひします。

最初に1つ御報告します。本日この後審議頂く53件の案につきましては、都市計画法に基づき、関係市町村の意見聴取を行ったところ、6月19日までに全ての市町村長から異存ない旨の回答を頂いております。また、3月23日開催されています第148回都市計画審議会において、今回御審議頂く案件の概要を御説明申し上げております。併せて御報告いたします。

それでは、第4号から第14号議案まで、市町村合併に伴う都市計画区域の統合に関連するものです。

市町村合併に伴う都市計画区域再編の概要については、スクリーンを御覧下さい。本県の都市計画区域は、前回定期見直し時は43区域ございました。まず、平成19年12月の都市計画審議会で御審議頂き、青線で囲まれた線引き都市計画区域を統合し、40区域としました。

そして本日の議案は、渋川市、安中市、みどり市及びみなかみ町の赤線で囲まれた非線引き都市計画区域をそれぞれ統合し、34区域とするものです。

それでは、渋川市に関する第4号から第6号について説明します。お手元の議案書は、7ページからです。併せて、議案添付図面の図-19、スクリーンも併せて御覧下さい。

第4号議案「渋川都市計画区域、伊香保都市計画区域、北橋都市計画区域及び子持都市計画区域の変更について」は、渋川市の4つの非線引き都市計画区域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全していくため渋川都市計画区域として統合するもので、統合後の区域面積は、11,206haとなります。

議案書9ページからは、第5号議案「渋川都市計画道路の変更について」ですが、旧伊香保都市計画4路線を渋川都市計画に名称変更するもので、区域及び構造等の実質的な変更はありません。

同様に第6号議案「渋川都市計画公園の変更について」は、議案書11ページをお願いします。旧伊香保都市計画2公園を渋川都市計画に名称変更するもので、区域等の実質的な変更はありません。

次に、第7号議案について説明します。お手元の議案書13ページ、併せて添付図面図-20及びスクリーンを御覧下さい。

本議案「安中都市計画区域及び松井田都市計画区域の変更について」は、安中市の2つの非線引き都市計画区域を安中都市計画区域に統合するもので、統合後の区域面積は、13,479haとなります。

続きまして、みどり市に関する第8号から第11号議案について御説明致します。議案書15ページからお願いします。併せて、添付図面図-21及びスクリーンを御覧下さい。

第8号議案「笠懸都市計画区域及び大間々都市計画区域の変更について」は、みどり市の2つの非線引き都市計画区域をみどり都市計画区域に統合するもので、統合後の区域面積は、6,666haとなります。

議案書17ページからは、第9号議案「みどり都市計画風致地区の変更について」です



が、旧笠懸都市計画 2 地区及び旧大間々都市計画 1 地区をみどり都市計画に名称変更するもので、区域等の実質的な変更はございません。

議案書 19 ページからは、第 10 号議案「みどり都市計画道路の変更について」ですが、旧笠懸都市計画 4 路線及び旧大間々都市計画 4 路線をみどり都市計画に名称変更するもので、区域等の実質的な変更はございません。

同様に第 11 号議案「みどり都市計画公園の変更について」は、議案書 21 ページを御覧下さい。旧大間々都市計画 1 公園をみどり都市計画に名称変更するもので、区域等の実質的な変更はございません。

続きまして、みなかみ町に関する第 12 号から第 14 号議案について、御説明致します。議案書 23 ページからですが、併せて、添付図面図 - 22 併せてスクリーンも御覧下さい。なお、図 - 22 の左上に第 11 号議案とございますが、第 12 号議案の誤りです。訂正してお詫び申し上げます。

第 12 号議案「水上都市計画区域及び月夜野都市計画区域の変更について」は、みなかみ町の 2 つの非線引き都市計画区域をみなかみ都市計画区域に統合するもので、統合後の区域面積は、6,059 ha となります。

議案書 27 ページからは、第 13 号議案「みなかみ都市計画道路の変更について」ですが、旧水上都市計画 3 路線及び旧月夜野都市計画 3 路線をひらがな表記のみなかみ都市計画に名称変更するもので、特に実質的な変更ございません。

同様に第 14 号議案「みなかみ都市計画公園の変更について」は、議案書 29 ページをお願いします。旧水上都市計画 1 公園をひらがな表記のみなかみ都市計画に名称変更するもので、区域等の実質的な変更はございません。

以上で、第 4 号議案から第 14 号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、第 4 号議案から第 14 号議案まで、いずれも説明のとおり市町村合併に伴う区域の統合と名称の変更の議案でございます。

よろしく御意見御審議の程お願いします。

(中村委員)

議案に異存はないのですが、前回説明したということですが、いなかったものですから、何か前回の説明で重要な点はありますか。

(事務局)

今回は、それぞれ市町村が持っていた都市計画区域の形態、線引きをしているところ、線引きしていないで用途を設定しているところ、そういった形で存在していた市町村が、合併していく。今回国の指導もありまして、市町村と協議のうえ、可能な限り行政区とその中に含まれている都市計画区域を統合していこうという考え方で進めてきたものです。

(議長)

他に御意見等ございませんか。

はい。田口委員さん。

(田口委員)

市町村合併は17年、18年に実施されている。それから3年が過ぎているが、どういう経過をたどって今回出てきているのでしょうか。

(事務局)

合併の時点で、合併後の都市計画区域の再編について色々議論がありました。合併の足かせになってはいけないという意見もありました。

今回上程しています案件は、同じ形態の都市計画区域、全案件が非線引き同士の統合です。ので、あまり問題なく統合できたと考えています。

(議長)

他に御意見等ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは本案については、原案どおりに決定致します。

(議長)

次に、第15号議案から第47号議案につきまして、33件と多数になりますが、これらは都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を見直すものでございます。各議案の審議に先立ちまして、その概要を説明して頂きます。なお、その後で個別案件の審議を行いたいと思います。

(事務局)

この後御審議をお願い致します第15号から第47号までの議案は、都市計画法第6条の2の規定により、平成16年5月に当初決定致しました当時の県内43都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランが、平成22年に目標年次に達することから、第6回都市計画定期見直しとして、先に御審議頂きました都市計画区域統合後の34区域のうち、国の関係機関との協議の遅れから、次回の都市計画審議会への付議を目指し手続き中の伊勢崎を除く33区域について、平成27年を目標年次とする都市計画区域マスタープランの改定を行おうとするものです。

個別の議案説明に入ります前に、33区域の共通事項としまして、変更理由及び都市計画区域マスタープラン策定にあたっての概要について、あらかじめ御説明致します。

スクリーンを御覧下さい。第6回定期見直しの経過ですが、平成17から19年度に都市計画基礎調査を実施、平成19年8月に定期見直しに関する基本的事項を策定し、市町村から線引き見直し構想の申出を受けました。県庁内関係課意見照会や課内審査等の後、

平成20年1月から12月までの間、国下協議を行いました。そして、平成21年1月から法定手続きを開始し、本日に至っています。

まず、共通の変更理由は、お手元の別添理由及び概要書1ページを御覧ください。

次に2ページをお願いします。都市計画区域マスタープラン策定にあたっての概要ですが、これは今回の都市計画定期見直しにあたって、本県の運用指針として整理したものです。なお、主要な図表については、スクリーンにも表示しますので併せて御覧ください。

まず、項目1としまして、都市計画区域マスタープランの位置づけについて整理しました。

都市計画法の規定では、個々の都市計画の上位に位置する2つのマスタープランを定めることとしています。

1つ目が、法第6条の2の規定により、県が決定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であり、一般に都市計画区域マスタープランと呼んでいます。都市計画区域マスタープランは、広域的な見地から、県が都市計画決定権者となる区域区分などの都市計画の基本的な方針を定めるものです。

2つ目は、法第18条の2の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針で、一般に市町村マスタープランと呼んでいます。市町村マスタープランは、県が定める都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象により地域に密着した見地から、市町村が都市計画決定権者となる都市計画の基本的な方針を定めるものです。

また、都市計画区域マスタープランには、都市計画法第6条の2第2項により、3つの事項につきまして規定されており、それぞれ簡単に説明します。

それでは、2ページの項目2都市計画の目標を御覧ください。都市計画区域の範囲ですが、表の前回区域マスタープラン欄に示しますとおり、平成16年5月の前回都市計画区域マスタープラン決定時は、広域に指定する太田及び館林を除きまして、1つ市町村に1つ都市計画区域を指定しており、50市町村に43の区域がありました。今回、表の改定区域マスタープラン欄に示すとおり、27市町村の34都市計画区域マスタープランの改定を行います。

ページ右側の(2)目標年次ですが、国勢調査が行われた平成17年を基準年とし、都市計画の目標については、平成37年、区域区分の決定の有無等については、平成27年としています。

次に、2-2都市づくりの基本的な方向ですが、(1)としまして、これまでの都市づくりについては、進行する車社会、人口増加等を背景とする拡散型の都市群形成と振り返り、平成12年以降のまちづくり三法の一体的な運用が必ずしも中心市街地の活性化及び市街地拡散の抑制に至っていないことや、人口減少、少子高齢社会の到来により、高齢者等の移動困難者の増加、都市経営コスト、環境負荷の増大、公共交通サービスの低下を招くことを懸念材料として整理しています。

次に、(2)といたしまして、近年の状況と今後の見通しとしましては、ページ右下の表を御覧ください。平成17年国勢調査において、周知のとおり本県の人口は減少期へとシフトしまして、平成37年には、県人口約184万人となり、平成17年に比べて約9%減少すると推計しています。

3ページを御覧ください。このような社会経済情勢においても、北関東自動車道や一般国

道17号、これは上武道路のことですが、一般国道354号バイパス、これは東毛広域幹線道路のことですが、等の広域連携を支援する幹線道路の供用が、本県を含む北関東地域における新たな経済圏の形成に寄与することへの期待を述べますと共に、本県産業振興政策として、平成20年2月に策定されました企業立地促進法に基づく基本計画を企業立地支援に向けた取り組みの推進として整理しています。

次に、(3)としまして、本県における都市づくりの目標ですが、本県では、平成20年3月にはばたけ群馬・県土整備プラン2008-2017を策定し、これから10年間、都市計画に関わる社会資本整備や土地利用誘導の取り組みとして集約型都市構造を掲げています。都市計画区域マスタープランは、長期的視点に立って都市の将来像を明確にすると共に、その実現に向けて基本的方向性を示すものがございます。その策定にあたりましては、はばたけ群馬・県土整備プランをはじめとする本県の計画と整合を図り、本県の目指すべき都市づくりの3つの目標を設定しています。

まず、拡散からコンパクトへ、公共交通の利便性向上、魅力と環境共生の都市づくり。なお、各都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、この3つの目標と市町村総合計画等の上位計画及び区域毎の課題を整理いたしまして、各区域における目標設定を行っています。

次に、2-3の将来の都市像としまして、(1)都市づくりの方向性ですが、本県の3つの目標を踏まえ、むやみな市街地の拡大は行わないことを原則とし、市街地の拡大を検討する場合は、将来フレームの範囲内で適正に実施することとしています。

また、(2)として、地域毎の将来像につきまして、県の役割・責務の観点から、都市的土地利用を展開する範囲として、市街地ゾーン及び拠点の形成、都市軸を表に示す定義及び位置づけとして、全県共通の凡例として提示する整理を行っております。また、集約型都市構造を目指す本県において、日常の生活及び経済活動から見た生活圏域を基本に拠点形成、都市軸を設定していくこととしています。

次に、4ページ、項目3を御覧下さい。法に基づき定める事項の2つ目としまして、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針を整理しています。

区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きのことですが、今回の定期見直しに際しては、国が定める都市計画運用指針に即しまして、ページ左側中段に四角で囲った2つの事項を方針として整理しました。

次に、ページ右側3-2としまして、区域区分の判断基準及び結果を整理しました。区域区分の判断に関しましては、 から の検討項目を都市計画区域毎に検討し、フロー図には、特に重要な要素である人口に着目した整理を行いました。

まず、1段目の判断として現在の線引き都市計画区域である前橋ほか7区域について線引き必要と判定し、残る非線引き市町村の中で10年後及び20年後も人口増加が見込まれる箕郷ほか5区域について、4段目の判断として都市計画基礎調査結果を解析し、法に基づく既成市街地要件として人口密度が1ha当たり40人以上で、かつ人口3千人以上の区域が平成17年に存在するかを確認したところ、要件を満たす区域はありませんでした。よって、速やかに線引きを行うべき区域はないことから、今回新たな線引きの提案は行わないこととしました。

なお、5段目の判断として、平成27年又は平成37年次に既成市街地要件が発生する

かを推計しましたところ、平成37年次の吉岡都市計画区域に既成市街地要件が発生する可能性があるという結果が得られました。よって、吉岡区域については、今後の都市計画基礎調査結果などを基に線引き提案の要否を判断していきたいと考えています。

続きまして、5ページ、項目4を御覧下さい。法に基づき定める事項の3つ目としまして、主要な都市計画の決定の方針を整理しています。

主要な都市計画の決定の方針としまして、広域的な観点から決定される国県道や大規模な公園等を除き、ほとんどが市町村決定案件となることから、個々の都市計画区域マスタープランにおいても、県の掲げる目標に即した基本的な方針、県が事業に関わる事項及び市町村上位計画と相関する事項を記述することとしました。

記述事項について、4-1土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針と致しまして、用途地域をはじめとする土地利用規制に関する方針、緑地・農地等の維持及び保全等に関する方針、災害の危険の高い区域における土地利用抑制、自然景観の保全に関する方針を整理しました。

また、6ページでは、4-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針として、道路・鉄道等の交通施設、下水道・河川・その他の都市施設、4-3として、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針として都市基盤整備、4-4として自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針として、公園、緑地等の都市施設に関する都市計画の決定方針を整理しています。

以上で都市計画区域マスタープランの変更に関する共通の概要についての説明を終わります。

(議長)

ただ今の第15号議案から第47号議案、33件全体に係わる概要説明について、ご質問等がありましたらお願いします。なお、その後個別案件について審議を行います。

どうぞ。中村委員。

(中村委員)

中心市街地の活性化、市街地拡散の抑制がうまくいっていないとありまして、拡散からコンパクトへ、集約型都市構造ということも書いてあります。現在の状況、特に前橋の中心市街地の状況を見ると、ここに危惧するような状況が進んでいて、それに対して有効な策が行われていないのではと感じている。このマスタープラン策定の立場から考えると前橋の中心市街地の問題と周辺で行われている計画との関連について、基本的なプランとの関係でどのようにお考えなのでしょうか。

(事務局)

先ほどお話ししましたはばたけ群馬・県土整備プランの中にコンパクトなまちづくりをしていこうということで、コンパクトシティという考え方が出ています。その中で、中心市街地を補完する形で各拠点となるところを密度の高い部分として都市づくりをしていこうという考えをはばたけ群馬・県土整備プランの中で提唱しています。今回、既成市街地を核としまして、集約型都市構造にもっていくのですが、郊外には郊外として既存のスト

ックがございますから、その辺を上手く活用した形で各拠点を連携していこうという考え方がございます。

拡散からコンパクトと言いましても、むやみやたらに市街地の拡大を行わないということは原則的にあると思います。将来に対するフレームがございますから、その中で計画的に適正にまちづくり、拠点等を上位計画に則って育てていくという考え方がございますので、むやみな形での市街地の拡大はしていかないということが基本的にはあると思います。

(事務局)

補足ですが、はばたけ群馬・県土整備プランにつきましては、大澤知事の誕生を踏まえまして、北関東自動車道や東毛広幹道などの社会資本整備を積極的に取り組んで、これらを活かして元気な群馬を創造しようというものでございます。土地利用につきましては、人口減少時代に突入した中で、公共交通、下水などの社会資本を有効に利用して都市機能の集約化を図ることが望ましいということでコンパクトシティを提唱してございますが、郊外開発の全てを否定するというのではなくて、北関東自動車道、東毛広幹道を活用した活性化も考えています。既成市街地、駅、既存工業団地、インターチェンジ周辺等を拠点化していくということは、むやみな市街地の拡大は慎むということにしていますが、既存の施設の活用については否定するものではないと考えています。

(中村委員)

コンパクトシティの考え方は時代の方向だし、そのとおりだと思うのですが、幾つかのコンパクトな拠点を作ることによって相互の連動した関係が出来てきて、こちらの拠点を設けることによって、引きずられてこちらの拠点がコンパクトでなくなってしまうということがあると思うのです。社会資本を活かして南部の方に拠点を作るということは良いことですが、そのことによって中心市街地の空洞化が抑制できないという現象が進むとすれば、全体として県の策定したプランというものが目的を達成できない方向に流れていく可能性があると思います。その辺はキチンとした方針というものを、対策を立てなくてはならないと思うのですが、如何でしょうか。

(事務局)

御指摘のとおりだと思います。それぞれの位置付けた拠点が、どのように有機的に連携し、機能分担を果たしていくのかを明示しながら進めていく。前橋はどうしていくのか、高崎はどうしていくのか、太田はどうしていくのか、という形の中でやっていくと思っています。

ちなみに、前回の線引きの見直しの時は、県の都市計画マスタープランを作ることが主眼でしたので、基本的に編入は行いませんでした。前々回、その前の編入の面積からすると、今回の提案させて頂いている面積は半分ということで、極めて集約して、なおかつ、必要なところに絞り込んで御提案させて頂いていると思っています。

(中村委員)

本来のコンパクトシティを進める上で妨げにならないように、各拠点を有機的な関連を意識しながら、計画を進めて欲しいと思います。

(議長)

他にありませんか。

大沢委員。

(大沢委員)

少子高齢化、核家族化という社会現象はしばらくの間、回避できない状況にあると思います。そこで、これからの都市計画は、福祉の観点からのまちづくりをしなければならないと思っています。なぜなら、まちなかに一歩足を踏み入ると単身高齢者がたくさん増えている。その周辺は空家が増えている状況です。私有財産ですから、行政が手を加えない限り死んだ土地が増えていく。しかも高齢化率はどんどん高まっていく訳で、つまり、表から見えない部分に光を当てるという作業が、行政の重要課題だと思っています。コンパクトシティも出ましたけれども、私が今一番大切だと思っているのは、コミュニティ社会の創造だと思っています。したがって、県土整備部が中心となって、その辺の重要課題をどのようにマスタープランに組み込んでいけるのかどうか、強い思いで意見を述べたいと思います。そのことについてどのようにお考えか見解を聞かせて頂ければ幸いです。

(事務局)

今回のマスタープランの中では、線引きの見直しということで区域区分の変更を行うか否か、あるいは目標年次という大きなところでやっています。

中心市街地の活性化は大きな問題です。委員御指摘のとおり、コミュニティの再生が極めて重要ではないかと私も思っています。中心市街地の活性化は大きな目標に掲げています。ただ、市町村によって状況が大分差があると思っています。高崎は駅を中心に機能が集約化していて、駅や市役所周辺は良いのですが、仲町通りなどはどうかというやはり厳しい。前橋はもうかなり厳しい。桐生も太田も同じような状況にあるのだろうと思います。

中心市街地のコミュニティの再生という視点も踏まえて、議会の地域活性化特別委員会でも真下委員から質問があったのですが、中心市街地活性化について、処方箋、特効薬はないと思っています。全国の地方の都市には全て起きている現象です。今まで、まちづくり三法では、商業と再開発などの都市基盤整備の二本立てでハードと商業の切り口でしかなかった。やはりもっとそれ以上に、委員御指摘の福祉の話もございまして、中心市街地の人口が減っている中で、どうやって人を住ませるのが、在外者にいかにして来てもらうか、魅力的な街並みをどのように作っていくのか、群馬県はモータリゼーションが非常に発達し、公共交通機関の衰退が激しいものですから、公共交通という観点からどのように考えていくのか。総合的な取組が必要だと思っています。一朝一夕で中心市街地の活性化が図れるとは思っていませんが、座して死を待つということではなく、積極的に取り組んでいきたいと思っています。ただ、都市計画マスタープランの中に個別の市町村の状況を踏まえながら盛り込むということはなかなか難しい状況です。

中心市街地の活性化は、県土整備部都市計画課だけで解決できる問題ではないので、庁内各課と連携しながら、また、それぞれの市町村の中心市街地をどうしていくかということは、まず市町村がどのように考えるかが一番の基本だと思っていますので、市町村と連携を図りながら進めていきたいと考えています。

(大沢委員)

県内市町村でそれぞれ状況が異なることも承知しています。

あくまで私案ですが、空き家が老朽化していく。台風に遭ったような状況がどんどん顕在化している訳です。これは核家族化の負の部分が影響していて、外に出て行ってしまふ。親と住んでいた家屋が不要となってしまう。相続もしない。これを放っておくと大変なことになってしまいます。

具体的には、解体に対する助成費を国と県がシステム化していく。そして解体をさせていく。そのなかで小さなまちづくりを進めていく。5か年計画、10か年計画とかになるうかと思います。財政難の時代ですから、一概に全部お金を出せないということも承知しています。しかし、そういうシステムを作ることが国、県の役割だと思っています。都市計画課のお知恵を頂きながら、フロー図を作っていくと考えています。再生する場合は、地元の不動産屋さんと提携させるなど、様々な要件を付けて助成をしていく。そうなれば相続もしなかった老朽化した空き家が整備されていく。新しいまちが創造出来ることになる。是非専門家として、お知恵を拝借したいと思います。

(議長)

他には。

はい、平田委員。

(平田委員)

地元の問題になりますが、先ほどの6ページ。都市計画道路が認定されていまして、それがなかなかできないものですから、そこに新しく店ができてしまふ。西毛広幹道の予定地なのですが、そういうことは、なんとか規制ができないのかという話がありました。都市計画法35条でダメなのだとしたこととか、非常に自治体にとってはマイナス要素だと思うのです。幹線道路を延伸させるブレーキになるものですから。何とか抑える方法はないのでしょうか。

(事務局)

恐らく都市計画法53条のことだと思いますが、都市計画道路が決定されますと建築物を建てる時は許可を受けて頂く。まったく建築出来ないというのではなく基準を満たしたものは許可を受ければ建てられることになっております。

委員は規制してほしいという話ですが、53条申請をしてくれば許可せざるを得ないというのが現在の法規制です。

ただし、事業が明らかになれば、もっと厳しい規制をすることができますので、事業化していくことが重要なのだと思います。やはり事業化を早めることが現行法の枠内ではで



が一番良いと思います。

都市計画道路と指定されているだけで事業化が見えないとなかなか思うようにいかないというジレンマがございます。

(平田委員)

建物が建って2、3年しか経っていない。建物の補償にも相当お金がかかる。どうなのかなと思って、ここでそういうことが規制ができればと思ったものですから。

もう一点、箕郷の下水の関係です。区域外のアパートから道一本で下水の本管が設置されています。県の下水道課ともやりあったが、どうしてもその管に繋がせないのです。仕方ないので、お金をかけて大型の合併浄化槽を作った。その辺は、もう少し見直す必要があると思うのですが如何ですか。

(事務局)

詳細は分かりませんが、処理区域の問題かなと思います。下水道の場合は処理区域を定めていますので、道路を隔てて反対側は処理区域となっている、反対側はなっていないということがあります。そのような場合は、委員がおっしゃったような事態が生じているのだと思います。

(平田委員)

処理区域の話というが、処理区域の中でも接続していない家庭もたくさんあります。そういう反論も出てくることになります。

(事務局)

処理施設に接続したくてもできない人もいて、反面、処理区域にしながら接続してくれない方もいる。それが普及率の向上の妨げになっています。

(平田委員)

全国37位なのだから、その辺もよく考えて頂きたいと思います。

(事務局)

下水環境課が所管してまして、本日、出席していないものですから、御指摘の趣旨を踏まえて弾力的な運用が出来るか確認しまして、下水環境課からお答えさせて頂くということによろしいでしょうか。

(平田委員)

分かりました。

(議長)

概要説明に限ってですけれども、他に御意見等ございませんか。

(「意見なし」の声)

第15号議案「前橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第16号議案「大胡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第17号議案「宮城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第18号議案「粕川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第19号議案「富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

それでは、各議案の審議に入りたいと思います。第15号議案から第19号議案までを一括上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第15号議案から第19号議案につきまして、一括して上程させていただきます。御審議頂く議案は、中部県民局管内の前橋地域の5案件です。

理由及び概要書の7ページを御覧下さい。第15号議案「前橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御説明致します。

第1に都市計画の目標ですが、対象となる都市計画区域の範囲は、1-1に示すとおりでございます。前橋都市計画区域は、約14,734haで、現在、市街化区域と市街化調整区域を定める線引き都市計画区域です。

また、1-2都市づくりの課題として、交通利便性を活かした都市機能拡充等を踏まえ、1-3(1)都市づくりの目標として、広域拠点としてのまちづくり、快適な暮らしを育むまちづくり、身近な自然がいきづくまちづくりを掲げています。

次に(2)地域毎の市街地像ですが、文章とは別に8ページ右側に将来の市街地像図を示していますので御覧下さい。また、併せてスクリーンも御覧下さい。

本区域の市街地像は、群馬県庁、前橋市役所周辺及び従来からの中心商業地、さらに前橋駅周辺までを都市拠点、新前橋駅周辺を地域拠点、前橋大島駅等を生活拠点、朝倉地区等を産業拠点、前橋南部地区を複合拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、北関東自動車道等の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、9ページをお願いします。2-1区域区分の有無ですが、本区域は、今後も継続して区域区分を実施することにより、土地利用の整序、効率的な都市基盤の整備及び自然環境の保全を進めて行く方針としています。本区域の目標年次平成27年におけるおおむねの人口及び産業の規模は、(1)(2)表のとおりです。また、(3)では、人口及び産業の見通し、かつ、市街化の現況と動向を勘案しまして、目標年次における市街化区域のおおむねの規模を4,930haとしています。この規模は、基準年次平成17年と比較して、87haの増加となっています。

次に、3-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設

の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、上武道路ほか11路線、公共下水道、寺沢川ほか2河川を整備目標としています。

次に、3-3市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針ですが、北部第三地区ほか6市街地開発事業を整備の目標としています。

また、3-4自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な緑地の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な緑地について、前橋公園ほか1公園を確保目標としています。

続きまして、第16号議案「大胡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」説明致します。別添の理由及び概要書の12ページを御覧下さい。

大胡都市計画区域は、約1,976haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。

また、1-2都市づくりの課題として、現状のコンパクトな市街地を維持する取り組み等の必要性を踏まえ、1-3(1)都市づくりの目標として、地域拠点としてのまちづくり、自然と共生する活力あるまちづくり、美しい田園環境を守るまちづくりを掲げています。

次に、(2)地域毎の市街地像ですが、ページ右側に将来市街地像図を示しています。併せて、スクリーンを御覧下さい。本区域の市街地像は、大胡駅周辺から大胡支所、大胡小学校、大胡中学校周辺を地域拠点と位置づけ、行政、商業、居住機能が集積する生活利便性の高い良好な市街地の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、国道353号等を地域連携軸と位置づけ、同一生活圏内の連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、13ページをお願いします。2-1区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在せず、将来的にも存在しないと予測されることから区域区分を定めないこととしています。

また、3-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、公共下水道の整備目標を示しております。

続きまして、第17号議案「宮城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」御説明致します。別添の理由及び概要書の14ページを御覧下さい。

宮城都市計画区域は、約2,182haで、現在、用途地域を定めない非線引き都市計画区域です。

また、1-2都市づくりの課題として、優れた自然環境や景観との調和を図りながらまちづくりを進めることの必要性等を踏まえ、1-3(1)都市づくりの目標として、自然環境と調和した快適な都市づくり、地域資源等を活かした活力ある都市づくりを掲げています。

次に、(2)地域毎の市街地像ですが、ページ右側に将来市街地像図を示しています。また、スクリーンを御覧下さい。

本区域の市街地像は、宮城支所周辺を生活拠点と位置づけ、既存の集積を活かすと共に、良好な居住環境の形成等を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、国道353号等を地域連携軸と位置づけ、同一生活圏内の連携強化及び地域の発展を支え

ることとしています。

次に、15ページをお願い致します。2-1区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在せず、将来的にも存在しないと予測されることから区域区分を定めないこととしています。

次に、3-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、公共下水道を整備目標としています。

また、3-3自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針として、主要な緑地の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な緑地として、みやぎ千本桜の森を確保目標としています。

続きまして、第18号議案「粕川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」説明します。理由及び概要書の17ページを御覧下さい。

粕川都市計画区域は、約1,702haで、現在、用途地域を定めない非線引き都市計画区域です。

また、1-2都市づくりの課題として、優れた自然環境や景観との調和を図りながら道づくりを進めることの必要性等を踏まえ、1-3(1)都市づくりの目標としまして、豊かな自然を活かした快適な都市づくり、便利で活力ある都市づくりを掲げています。

次に、(2)地域毎の市街地像ですが、ページ右側に将来市街地像図として示していません。

スクリーンを御覧下さい。本区域の市街地像は、粕川支所周辺を生活拠点と位置づけ、既存の集積を活かすとともに、良好な居住環境の形成等を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、県道前橋大間々桐生線等を地域連携軸と位置づけ、同一生活圏内の連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、18ページをお願いします。2-1区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定されます既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。

また、3-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示しています。

続きまして、第19号議案「富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」説明します。理由及び概要書の19ページを御覧下さい。

富士見都市計画区域は、約2,137haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。

また、1-2都市づくりの課題として、地域の優れた自然環境や景観との調和を図るまちづくりを進める取り組み等の必要性を踏まえまして、1-3(1)都市づくりの目標として、自然の美しさと田園資源を活かした快適な都市づくり、地域の特性を活かした活力ある都市づくりを掲げています。

次に、(2)地域毎の市街地像ですが、20ページに将来市街地像図を示しています。本区域の市街地像は、富士見支所周辺を生活拠点と位置づけ、既存の集積を活かすとともに、良好な居住環境の形成等を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、国道353号等を地域連携軸と位置づけ、同一生活圏内の連携強化及び地域の発展を

支えることとしています。

次に、20ページをお願いします。2-1区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定する既成市街地要件を満たす区域は、現在存在せず、将来的にも存在しないと予測されることから区域区分を定めないこととしています。

また、21ページ、3-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として公共下水道及び竜の口川を整備目標としています。

ただ今説明致しました第15号議案から第18号議案につきましては、去る平成21年1月7日から同21日までの間、第19号議案については、1月14日から同28日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上をもちまして、15号議案から第19号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程をお願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問を委員の皆様から伺いしたいと思います。如何でしょうか。

はい、中村委員。

(中村委員)

第15号議案ですけれども、今説明のありました7ページです。群馬県の県都にふさわしい中心市街地の形成に向けた取り組みが必要であるとありますが、まさにこれが一番大きな課題だと思います。先ほど申し上げた議論の具体的な問題と言うことですが、今各地に拠点を設定しようとしている。この拠点と拠点との関連ということにも結びつく問題だと思います。

スズランの撤退が確実ではないかと市民の間で言われています。なぜかという、計画されている他の拠点に引っ張られて、ますます商業的な面が薄れて、人がそこに集まりづらくなっていく。したがって、スズランは営業的にますます困難になる。そのように言われている。コンパクトシティということで、歴史と伝統のある中心市街地は、政治経済、金融、建物、活動拠点、文化的な拠点というものがある訳ですが、商業的なものを抜きにして、私は、中心市街地の活性化はないと思います。スズランが撤退することになるとますます中心市街地は空洞化して、人が集まらない場所になってしまう。そういうことを考えますと県都にふさわしい中心市街地の形成は、実現不可能のとなってしまうのではないかと強く懸念しています。その点如何でしょうか。

(事務局)

委員の御心配はもっともだと思います。ただ、商業機能というのは、郊外の大型店舗が持つ商業機能と中心市街地、例えば、高崎で言えば高島屋や高崎スズラン、前橋で言えば

スズランといったものと、郊外の大型店舗との機能分担はたぶんあるのだろうと思っています。前橋市では中心市街地活性化基本計画を策定しようとしているということですので、前橋市の方も出席して頂いていますので、その辺につきましても、趣旨説明して頂こうと思っています。

(前橋市)

前橋の都市計画部長の小池と申します。どうぞよろしく申し上げます。

ただ今の中心市街地活性化基本計画の作成状況でございますが、平成19年から実は中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでおりまして、今年で足かけ3年になる訳なのですが、ほぼ製本になった状況でございます。今後、中心市街地活性化委員会に諮りまして、年内にある程度の協議を終了していきたいという意気込みで現在進んでおります。

中心市街地を都心核と位置付けまして、既に都市機能がたくさん集約している、そういった都市機能を今後も効果的に活用していかないと中心市街地が更に衰退してしまう。そういった中で南部拠点におきましては、地域核と言うことで北関東自動車道の広域都市軸を更に高められるような施設整備を進めて参りたい、複合市街地を形成して参りたいということで、中心市街地とは全く違った機能をそこに促進することによって、本市がますます今後発展していくようにと、そういう考えでマスタープランの作成をしたところでございます。いずれにしましても前橋の中心市街地は、非常に寂れている状況が現在ございまして、委員の皆様様の御心配は重々、私どもとしても感じているところです。今後、県都の中心市街地として恥ずかしくないような整備を是非やっていきたいと我々としましても力強く思っているところでございます。もうしばらく状況を御覧頂きたいと考えております。以上でございます。

(議長)

どうぞ。中村委員。

(中村委員)

各拠点の役割の分担は、そのとおりだと思います。初めに申し上げましたとおり、拠点と拠点のつながりというものが、どのように影響し合って、という観点が大切だと思うのです。それぞれが役割を分担しながら、商業的なものは商業的な地域で発展していく。歴史や文化を重点とするところは、そういうものを中心として発展していく。無関係でないということが大切なのであって、その辺を検討して進めていかないと非常にアンバランスな都市づくりになるのではないかと懸念しています。

スズランにこだわるようですけれども、南部に大規模な準工業地域というものができて、郊外型の商業施設がそちらに出来るということになると中心市街地に集まる人がますます少なくなって、中心市街地が今、火が消えたような状況ですけれども、それが加速することを抑えることができなくなるのではないかと思うのです。だから、しばらく様子を見てくれと言うけれど、様子を見ているうちに元に戻らなくなる、戻れなくなるのではないかと懸念される訳です。

県はそれぞれの市町村の自主性を尊重すると言うが、任せきりだと、キチンと県のスタ

ンスを主張して連携するということをしないと県が理念や基本的なプランを掲げていても、それが実現出来なくなってしまうのでは本末転倒です。市の自主性を尊重することと上手く連携をして、県が全体的に描いている基本的な理念が上手く行くようにすることが矛盾しないようにしなくてはならないと思います。

(事務局)

御指摘のとおりだと思います。一番最初のマスタープランの基本的な考え方の中でも御指摘があったように、それぞれの拠点の機能分担、有機的な連携をしっかりと考えるべきだろうという御指摘は、そのとおりだろうと思います。前橋の方から中心市街地活性化基本計画の策定状況についてお話しがありましたが、その中で、スズランという具体的な名前を出してしまいましたが、折衝に当たっていると聞いています。役割分担、しっかり中心市街地としての商業機能、あるいは郊外の拠点としての商業機能というのは、棲み分けが出来るのではないかと考えています。前橋市さんの方から何か。

(前橋市)

前橋市と致しても中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、主要なスズランさんだとか、その他のまちづくりの活動をして頂いている方、それに限らず農業、商業、工業などあらゆる方からヒアリングをしています。そういった中で、商業についても、中心市街地は、基本的に今まで経済が中心市街地を引っ張ってきた訳でありまして、委員さんからお話しがありましたように、商業なくしては中心市街地の活性化はあり得ないと私どももそのように考えています。

いずれにしても棲み分けが必要だろうという観点から、今後につきましては機能集積の役割分担をいかにしていくかということが課題だろうと考えています。固有名詞もあまりどうかと思いますが、前橋のまちなかから商業の火が消えることがないように一生懸命頑張っていきますので、御理解を賜りたいと思います。

(議長)

田口委員さんからどうぞ。

(田口委員)

前橋市のことで問題となっているが、群馬県内どこも同じようなことだろうと思います。役所などに来る人が減ったのではなく、買い物客が減っているのが最大の衰退の原因かなと思います。絶対数が減っている訳ではなく、それが郊外に移ったのだと思います。

20数年前だと思いますが、大店法が変わって、立地法になったと思います。従来は大店店の出店は大変でしたが、簡単に出店出来るようになった。超大型店まで出来るようになった。そうして中心核が郊外に移った。最近、大型店も疲弊してきているようですが、大型店が出来過ぎてしまったと感じます。

私自身、ほとんどまちなかに行かない。車社会になってしまったので、市街地の商店というのはある程度歩かないと買い物出来ない。郊外は、駐車場が完備しています。

高崎は比較的良いけれど、東京を除けば全国的な問題だと思います。買い物だけをどう

かと思いますが、郊外の大型店対応をどんどん進めていったら、中心市街地の衰退に拍車をかけると思います。都市計画の問題ではありますが、違う面からも考えていく必要があると思っています。

(議長)

はい。中村委員さん。

(中村委員)

県、前橋市の説明、総論的には分かるのですが、具体論で良い策を作って進めていかないと、結局はおかしなことになってしまうと思うのです。棲み分けが大切だというのはそのとおりだと思います。これは、各拠点と拠点の役割の分担ということと棲み分けということが結びついているのだと思います。

では、どういう風に棲み分けをしていくのか、具体的には棲み分けをした結果、中心市街地が活性化していくかということを考えてはならないと思います。ですから、具体的には前橋市の問題ですが、県庁所在であり、県都であるということを見ると群馬県自身にも大きな関わりがある問題です。これだけ立派な県のプランというものを作っている訳ですから、県の理念が、棲み分けとか役割の分担という名目のもとで、実現されなくなるということは避けなくてはならない。

繰り返しになりますが、市とよく連携をしながら、表面だけの問題ではなくて、県は言うべきことは言って、まちづくりを進めて頂きたいと思います。

先ほど市の方の説明で、中心市街地活性化基本計画の製本がほぼ出来たということですが、是非私たちにも出来るだけ早く提供して頂いて、勉強の機会を与えて頂きたいと思います。この点を改めて、県の見解を伺いたい。

(事務局)

先ほど大沢委員の御質問にもお答えしたとおり、まちづくり三法は、商業とハードの基盤整備が大きな柱で来てました。しかし、それだけでは中心市街地活性化の有効な手だてにならない。それは、まちづくり三法が出来てから10数年経っているが、全国どこの中心市街地もなかなか上手くいっていないことを見れば明らかです。特效薬はないと思っています。先ほど商業の棲み分けというのも都市計画課が全部所管している訳ではないので、庁内の商政課などの関係課、公共交通の問題、あるいは、人を住まわせるという問題では建築住宅課の所管となると思いますが、関係課と緊密な連携、市町村との連携も図りながら、前橋市では中心市街地活性化基本計画がほぼ固まってきているという話でございますので、そこを踏まえながら関係課と連携して、委員御指摘のように理念だけでプランが終わってしまうという心配がないようにしていきたいと思っています。

(議長)

よろしゅうございますか。他に御意見等ございませんか。

それでは、第15号議案から第19号議案までにつきまして、皆様方の御賛同頂けるかどうかにつきまして意見を賜りたいと思います。如何でしょうか。



(「異議なし」の声)

(議長)

異議ありませんか。

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

12時を過ぎましたので、40分間ほど昼食休憩をさせていただきますと思います。

(昼食休憩)

(事務局)

それでは、皆様お揃いのごさいますので、午後の部を始めさせていただきますと思います。

ここで川瀧県土整備部長が見えましたので挨拶させていただきます。

(県土整備部長)

県土整備部長の川瀧と申します。遅くなりまして申し訳ございません。午前中インフルエンザの対策本部が立ち上がりまして、そちらの方に出席してしましまして、遅れまして申し訳ありません。

本日は、既に審議して頂いているところでございますが、今回第149回ということで、当審議会は歴史と権威のある重要な審議会であります。特に今回は、4年に1度の大きな都市計画の定期見直しがあるということで、56件という膨大な議案を皆様に1日かけて御審議頂くことになっております。これまで2年をかけて市町村や関係機関との調整を行いましまして、都市計画法に定める民意反映の手続を経て本日議案として上程をさせていただきます。委員の皆様には、御多忙の折恐縮に存じますが、よろしくお願ひします。

なお、県では指針を設けて、付属機関の見直しを行うことになりました。本審議会も本指針に沿って、委員数を15名にしたいと考えておりますので、後ほど説明しますが、皆様の御協力をお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、会長に御審議の方をお願い致します。よろしくお願ひします。

第20号議案「渋川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第21号議案「榛東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第22号議案「吉岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

それでは、審議を再開させていただきます。第20号議案から第22号議案までを一括上程と致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第20号議案から第22号議案について、一括説明します。御審議頂く議案は、中部県民局管内、渋川地域の3案件です。

まず、第20号議案「渋川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」説明します。理由及び概要書の22ページを御覧下さい。

渋川都市計画区域は、約11,206 haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。

また、1-2都市づくりの課題として、渋川駅周辺への都市機能の集約等の必要性を踏まえ、1-3(1)都市づくりの目標として、生活の拠点となるまちづくり、地域の個性を活かした交流のまちづくり、自然環境の豊かさを活かしたまちづくりを掲げています。

次に、(2)地域毎の市街地像ですが、23ページに将来市街地像図を示しています。また、スクリーンも御覧下さい。

本区域の市街地像は、渋川駅西側を都市拠点、渋川伊香保インターチェンジ周辺や渋川駅東側の一般国道17号沿道を産業拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、関越自動車道等の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、23ページをお願いします。2-1区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域が存在するものの、都市計画区域人口は減少傾向にあり、将来的にも人口は減少するものと予測していることから、区域区分を定めないこととしています。

次に、24ページ、3-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、前橋渋川バイパスほか6路線及び公共下水道を整備目標としています。また、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な緑地の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、黒井峯遺跡公園ほか1公園を確保目標としています。

続きまして、第21号議案「榛東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の26ページを御覧下さい。

榛東都市計画区域は、約2,794 haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。また、1-2都市づくりの課題として、人口増加に対応する計画的な市街地形成の必要性等を踏まえ、1-3(1)都市づくりの目標として、永住環境の整ったまちづくり、緑豊かな環境を守り、活かすまちづくりを掲げています。

次に、(2)地域毎の市街地像ですが、27ページに将来市街地像図を示しています。本区域の市街地像は、現用途地域指定地域及び新庁舎建設地周辺を生活拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、広域根幹軸及び県道高崎安中渋川線等の地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、27ページをお願いします。2-1区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定

される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在せず、将来的にも存在しないと予測されることから区域区分を定めないこととしています。

また、3 - 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、高崎渋川線バイパス及び公共下水道を整備目標としています。

続きまして、第22号議案「吉岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」説明します。理由及び概要書の29ページを御覧ください。

吉岡都市計画区域は、約2,050 haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。1 - 2 都市づくりの課題として、人口増加に対応する計画的な市街地形成の必要性等を踏まえ、1 - 3 (1) 都市づくりの目標として、環境と共生する快適なまちづくり、交流拠点としてのまちづくりを掲げています。

次に、(2)「地域毎の市街地像」ですが、30ページに将来市街地像図を示しています。本区域の市街地像は、町役場周辺を生活拠点、既存の小倉工業団地周辺を産業拠点、駒寄スマートインターチェンジ周辺を複合拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、関越自動車道を広域根幹軸、国道17号等の広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、30ページをお願いします。2 - 1 区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから、今回は区域区分を定めないこととしています。なお、平成37年には、既成市街地要件を満たす区域が発生すると予測されることから、当面は、既に指定されている用途地域や、今後特定用途制限地域などの都市計画制度の活用を検討し、計画的な都市づくりを図ることとしています。

また、31ページ、3 - 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、国道17号バイパスほか2路線及び公共下水道を整備目標としています。

ただ今説明しました第20号議案及び第22号議案について、去る平成21年1月20日から2月3日までの間、第21号議案について平成21年1月27日から2月10日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行ったところ、第22号議案「吉岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、1件の公述の申し出がありました。

公述の内容について、説明します。正面のスクリーンを御覧ください。

公述意見は、吉岡町在住の方から2点の申し出がありました。1点目は、JR新駅設置の重要性を記述して欲しいとの要望で、その内容は、高齢化社会に対応したまちづくりと群馬大学や敷島公園などの利便性を踏まえ、吉岡町に新駅が必要であるとのことから、その重要性を本マスタープランに記述して欲しいというものでありました。

この意見に対する県の見解ですが、都市計画区域マスタープランは、土地利用の基本的な方向性を示すものであることから、各種上位計画との整合を図り、どのように土地利用として整序していくかなどを示していくものであるという考えのもと、吉岡町の総合計画との整合を図りつつ、お手元の理由及び概要書の31ページ、2 - 2 (1) の3項目目に「鉄道については、新駅構想を踏まえ、鉄道機能強化と運行の充実を関係機関と共に目

指すものとする」と記述しているため、この意見を反映しているものと考えています。

続いて、2点目の意見ですが、基幹道の整備と渋滞緩和策を最重要課題として欲しいとの要望で、内容は、前橋伊香保線の吉岡バイパス延伸を最重要課題とする共に、前橋伊香保線、上毛大橋、駒寄スマートインターチェンジ周辺の渋滞解消策も最重要課題として欲しいというものです。

この意見に対する県の見解ですが、理由及び概要書の31ページ、2-2(1)に交通施設の都市計画の配置の方針において、事業課と情報共有の図れた一般県道南新井前橋線バイパスを記述しています。本事業は、上毛大橋の延伸する事業となり、駒寄スマートインターチェンジに直結し、将来的には、主要地方道高崎渋川線とつながることとなります。この事業により、周辺地域渋滞緩和に効果があると考えていることから、頂いた意見を踏まえた内容になっていると考えています。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第20号議案から第22号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。

はい、平田委員。

(平田委員)

24ページの主要な施設の整備目標ですけれども、3・3・16渋川高崎幹線は整備予定がBで、その下の3・4・4渋川高崎線は整備予定がAで街路事業です。この街路事業は渋川市内だと思いますけれども、幹線の方はBで10年以内に着工ということですが、どういうことでしょうか。

(事務局)

ここに記述していますとおり、街路事業については既に着工済みということでAということで示しています。2項目のBは、10年以内に着工するということで記述しています。

(平田委員)

高崎土木事務所管内は、大体終わっている。引き続き渋川の方だと思うのですが、10年以内とは気の遠くなる話です。引き続きやると聞いていましたが、如何でしょうか。

(事務局)

現在着工しています部分が完了し次第、引き続き着工していく考えです。10年と言わず早くなることもございます。

(平田委員)

出来るだけ早く、10年以内と言うことではなく、早く着工して頂きたいと思います。要望です。

(議長)

他にございませんか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、御異議ないものと決定させていただきます。

第23号議案「赤堀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第24号議案「東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第25号議案「玉村都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

次に、第23号議案から第25号議案までを一括上程致します。  
事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第23号議案から第25号議案につきまして、一括で説明します。中部県民局管内、伊勢崎地域の3案件です。

まず、第23号議案「赤堀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の32ページを御覧下さい。

赤堀都市計画区域は、約2,438haで、現在、用途地域を定めない非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、人口が増加傾向にあり、長期的な視点に立ち、秩序ある土地利用を図るための方策の必要性等を踏まえ、1-3(1)都市づくりの目標として、田園環境と共生したまちづくり、快適に暮らせる都市づくり、活力ある都市づくりを掲げています。

次に、(2)地域毎の市街地像ですが、33ページの図及びスクリーンも併せて御覧下さい。本区域の市街地像は、赤堀支所周辺を生活拠点と位置づけ、既存の集積を活かすと共に、良好な居住環境の形成等を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、北関東自動車道を広域根幹軸、国道17号上武道路等の広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、33ページをお願いします。2-1区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在せず、将来的にも存在しないと予測されることから区域区分を定めないこととしています。

次に、34ページ、3-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、国道50号バイパ

ス及び公共下水道を整備目標としています。

続きまして、第24号議案「東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の36ページを御覧ください。

東都市計画区域は、約1,852haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。1-2都市づくりの課題として、人口及び商業系建物が増加傾向にあり、土地利用の整序化を図っていく必要性等を踏まえ、1-3(1)都市づくりの目標として、快適な生活環境を形成する都市づくり、便利で活力のある都市づくり、自然環境や風景と調和した都市づくりを掲げています。

次に、(2)地域毎の市街地像ですが、37ページの図、併せてスクリーンも御覧ください。本区域の市街地像は、あずま支所周辺を生活拠点、一般国道17号、上武道路と主要地方道足利伊勢崎線交差点周辺を産業拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、北関東自動車道の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、37ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在せず、将来的にも存在しないと予測されることから区域区分を定めないこととしています。

次に、38ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、公共下水道を整備目標としています。

続きまして、第25号議案「玉村都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の39ページを御覧ください。

玉村都市計画区域は、約2,586haで、現在、市街化区域と市街化調整区域を定める線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、人口増加に対応する市街地形成の必要性等を踏まえ、都市づくりの目標として、田園環境と調和したまちづくり、定住環境の整ったまちづくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、40ページの図を御覧ください。また、スクリーンも御覧ください。本区域の市街地像は、一般国道354号バイパスと主要地方道藤岡大胡線交差点周辺を地域拠点、上福島地区周辺を生活拠点、東部工業団地及び上新田地区・板井地区を産業拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、関越自動車道の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、周辺市との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、40ページをお願いします。区域区分の有無ですが、本区域は、今後も継続して区域区分を実施することにより、土地利用の整序、効率的な都市基盤の整備及び自然環境の保全を進めて行く方針としています。また、本区域の目標年次平成27年におけるおおむねの人口及び産業の規模は(1)(2)表のとおりです。また、人口及び産業の見通し、かつ、市街化の現況と動向を勘案して、目標年次における市街化区域のおおむねの規模を325haとしています。この規模は、基準年次平成17年度と比較して、13ha増加しています。

次に、41ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、東毛広域幹線道路及び公共下水道を整備目標としています。また、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針として、主要な緑地の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な緑地として、総合運動公園ほか1公園を確保目標としています。

ただ今説明しました第23号議案及び第24号議案については、去る平成21年1月20日から2月3日までの間、第25号議案については、去る平成21年1月9日から同月23日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はございませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第23号議案から第25号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。

はい、平田委員。

(平田委員)

40ページの玉村の関係ですけれども、354号から前橋南インターに抜けるのに大変渋滞します。与六分前橋線に橋を架けるとい話があるのですが、その辺は、今回の図の中には入っていないのでしょうか。

(事務局)

理由書41ページの3-2都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 主要な施設の配置の方針に記述しています。図面にはありませんが、検討すると記載させて頂いています。

(議長)

他によろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

第26号議案「高崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第27号議案「榛名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第28号議案「箕郷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第29号議案「吉井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第30号議案「安中都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

次に、第26号議案から第30号議案までを一括上程致します。  
事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第26号議案から第30号議案につきまして、一括説明します。西部県民局管内、高崎地域の5案件です。

まず、第26号議案「高崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の43ページを御覧下さい。

高崎都市計画区域は、約13,640haで、現在、市街化区域と市街化調整区域を定める線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、中心部で人口密度が減少する傾向にあることから、現在の市街地を保全していく取り組み等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、広域拠点としてのまちづくり、便利で快適に暮らせるまちづくり、人々が集い、やすらぎのあるまちづくりを掲げています。

地域毎の市街地像ですが、44ページに将来市街地像図を示しています。本区域の市街地像は、高崎駅周辺を都市拠点、足門交差点周辺から大規模小売店舗が立地した既成市街地を地域拠点、倉賀野駅、井野駅、北高崎駅、群馬八幡駅及び高崎問屋町駅を中心とする地域等を生活拠点、市道東部縦貫道線周辺から東側の区域で、特に関越自動車道高崎インターチェンジ周辺、スマートインターチェンジ予定地周辺及び卸売市場周辺を含む東毛広域幹線道路沿道地域等を産業拠点、高崎操車場跡地周辺を複合拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、関越自動車道等の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、45ページをお願いします。区域区分の有無ですが、本区域は、今後も継続して区域区分を実施することにより、土地利用の整序、効率的な都市基盤の整備及び自然環境の保全を進めて行く方針としています。また、本区域の目標年次平成27年におけるおおむねの人口及び産業の規模は(1)(2)表のとおりです。また、(3)では、区域内の人口及び産業の見通し、市街化の現況と動向を勘案して、目標年次における市街化区域のおおむねの規模を5,089haとしています。

次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、国道17号本庄道路ほか4路線、駅周辺整備、公共下水道、粕川ほか4河川を整備目標としています。

次に、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針ですが、県が関わる主要な開発として、新保・田中土地区画整理事業ほか4事業を整備目標としています。また、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針として、主要な緑地の配置の方針を示しています。

続きまして、第27号議案「榛名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の48ページを御覧下さい。



榛名都市計画区域は、約 9,359 haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。

都市づくりの課題として、現状のコンパクトな市街地を維持する取り組み等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、環境と調和するまちづくり、ゆとりとにぎわいのまちづくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、49ページに将来市街地像図を示しています。本区域の市街地像は、榛名支所周辺等を生活拠点、里見町鎧橋地区を産業拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、広域根幹軸、西毛広域幹線道路の広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、49ページをお願いします。区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。また、50ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、公共下水道を整備目標としています。

続きまして、第28号議案「箕郷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の51ページを御覧ください。

箕郷都市計画区域は、約 4,376 haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、人口増加に対応する計画的な市街地形成の必要性等を踏まえ、都市づくりの目標として、快適でコンパクトなまちづくり、豊かな生活を創造するまちづくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、51ページに将来市街地像図を示しています。本区域の市街地像は、箕郷支所周辺を生活拠点と位置づけ、既存の公共公益施設の集積を活かすと共に、良好な居住環境の形成等を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、広域根幹軸、西毛広域幹線道路の広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、52ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在せず、将来的にも存在しないと予測されることから区域区分を定めないこととしています。また、53ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、公共下水道及び東谷川を整備目標としています。

続きまして、第29号議案「吉井都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の54ページを御覧ください。

吉井都市計画区域は、約 5,835 haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、吉井駅周辺に都市機能を集約させるほか、土地利用の整序化に向けた取り組み等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、快適で暮らしやすい都市づくり、活力を創出する都市づくり、自然と調和した魅力ある都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、55ページに将来市街地像図を示しています。本区域の市街地像は、吉井駅周辺を生活拠点、北部丘陵地の主要地方道高崎神流秩父線等の沿道

に位置する工業集積地を産業拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、上信越自動車道の広域根幹軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、55ページをお願いします。区域区分の有無ですが、現在、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域が存在するものの、今後は人口減少するものと予測されることから区域区分を定めないこととしています。また、56ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、国道254号バイパスほか3路線、公共下水道、鑓川を整備目標としています。

続きまして、第30号議案「安中都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明致します。理由及び概要書の58ページを御覧下さい。

安中都市計画区域は、約13,479haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、一体の都市として安中地域と松井田地域との連携機能強化を図っていくこと等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、交流と活力のある都市づくり、安全で利便性の高い都市づくり、自然と共生した都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、59ページに将来市街地像図を示しています。本区域の市街地像は、安中市役所周辺を地域拠点、安中榛名駅及び松井田庁舎の各周辺を生活拠点、安中駅の南側地区、磯部駅の南側地区等を産業拠点と位置付け、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、上信越自動車道等の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、59ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。また、60ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、国道18号ほか1路線、公共下水道を整備目標としています。

ただ今説明しました第26号議案から第29号議案については、去る平成21年1月5日から同19日までの間、第30号議案については、1月9日から同23日までの間都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はございませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたところ、2件の意見書の提出がありました。

別添資料1の1ページ又はスクリーンを御覧下さい。まず、意見書1につきまして、  
については用語の解釈や使い方についての御意見でしたが、これに対する県の考えとしては、今後ホームページ等で配慮するということと、現表現が適切であるということ、  
につきましては、その他の都市施設の都市計画の決定の方針に上水道、病院等を付け加えるというご意見でしたが、記述は交通施設・河川・下水道以外の今後の方針であり、上水道や病院等も含まれている方針であります。  
については、15ページ、社寺境内地

の緑で大木で四囲が見通せないと犯罪が発生しやすいので調和を考える、とのことでしたが、安心安全面でのまちづくりの方針については、都市づくりの方針等で記述しています。

以上により、案のとりの記述が適当と考えられることから、案のとりと致しました。

次に、意見書2の内容について御説明致します。別添資料1の2ページ又はスクリーンを御覧下さい。内容としましては、大まかな区分として集約型都市構造に関連するもの、新たな事業実施に関連するもの、その他の意見がありました。

まず「集約型都市構造」に関連する意見としては、安中駅や市役所施設周辺などに都市機能の集約を図る必要はなく、住宅地の形成も民間に任せておけばよい、放っておいても「集約型都市構造」に移行するので、誘導する必要はない、「拠点の再生・活性化」はとくに図る必要はない、商業・業務地の配置は自然に任せればよく、業務地、工業地についても誘導、集積などの必要はない、などであり、集約型都市構造への誘導は必要なく、民間に委ねておけば良いという主旨の御意見でございました。

これに対する県の考えとしまして、これまでの拡散型の都市形成から集約型都市構造の実現に向けて、駅や市役所周辺の適地を拠点と位置づけ、必要な都市機能を集約していく必要があることや、計画的な土地利用により、民間も含めた開発を誘導していくことで、今後良好な市街地を形成していく必要性を記述しているものです。

次に、別添資料1の3ページ又はスクリーンをご覧下さい。「新たな事業実施」に関連する意見としては、新たな工業団地の拡充はリスクが多く疑問がある、各拠点にこれ以上の公金投入は不要、拠点化する必要はない、都市施設等について、これ以上新規の配置整備は不要などであり、これ以上の新規事業は必要ないという主旨の御意見ですが、これに対する県の考えとしましては、工業施策に関する県の方針や、集約型都市構造の実現に向けて拠点に必要な都市機能を集約していく方針を記述しているものであり、都市施設についても今後の方針について記述しているもので、直接の事業実施について位置付けているものではないことを示しています。

次に、別添資料1の3ページ中段又はスクリーンをご覧下さい。その他の項目に関連する意見としては、3ページ、隣接・近接都市計画区域との関係の中で富岡・下仁田都市計画区域とは都市間の結びつきも弱いという見解には異論がある、11ページ、交通体系の整備方針で、公共交通の利便性、全ての人々が円滑で快適に移動等は、道路法の目的として明記済みであり、特にここで強調する必要はない、16ページで防災系統で上信越自動車道や一般国道18号は広域的な避難路・輸送ルートとして位置づけるとあるが、無理に国道や高速道を防災に結びつけるのは無用、などの主に文章上の表現に関する意見でございました。

これに対する県の考えとしましては、それぞれの表現について出展を示すことや、安中市都市計画マスタープラン等の安中市の計画と整合を図っていることを示して、現表現が適当であるとしています。

以上のことから、都市計画案のとりの記述が適当と考えられるため、案のとりと致しました。

なお、意見の中で東邦亜鉛安中精錬所の周辺の土壌汚染、14年前の安中土地開発公社の横領事件に関連する事項については、今回の都市計画区域マスタープランの変更とは関係がないことから、取り扱わないこととしました。

また、安中市政に対する意見や、安中市の計画で記述すべきと考えられるものについては、意見の内容について安中市に伝えていきます。

以上で第26号議案から第30号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。

はい、平田委員。

(平田委員)

43ページ、第26号議案です。井野駅の周辺ですけれど、井野停車場線ですか、朝晩の渋滞が凄い。生活拠点についての記述で鉄道を活かした都市機能の充実を図るといいますが、それどころではない状況です。

(事務局)

今回の計画の中には特に記述はしていません。

(平田委員)

事故でも起こったら問題です。高崎市と協議して対応を考えて頂かないと。

(事務局)

今回のマスタープランの中で全ての道路、街路事業を位置付けるのは難しく、主要事業しか書いていません。御指摘の場所が、渋滞しているのは承知しています。高崎土木事務所や高崎市と協議して、委員の御指摘を踏まえてどうしていくか、また後ほどお答えさせて頂きたいと思います。

(議長)

他に御意見等ございませんか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させて頂きます。

第31号議案「藤岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第32号議案「鬼石都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

次に、第31号議案、第32号議案を一括上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第31号議案及び第32号議案について、一括説明します。

まず、第31号議案「藤岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の61ページを御覧下さい。

藤岡都市計画区域は、約5,445haで、現在、市街化区域と市街化調整区域を定める線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、中心市街地の求心力を高めていくこと等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、にぎわいある住みよいまちづくり、活力あふれるまちづくり、緑豊かな環境を守り、活かすまちづくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、62ページに将来市街地像図を示しています。スクリーンも併せて御覧下さい。本区域の市街地像は、群馬藤岡駅周辺を都市拠点、北藤岡駅周辺等を生活拠点、新たな工業団地として計画している三本木工業団地等を産業拠点、藤岡インターチェンジ周辺を複合拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、関越自動車道等の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、62ページをお願いします。区域区分の有無ですが、本区域は、今後も継続して区域区分を実施することにより、土地利用の整序、効率的な都市基盤の整備及び自然環境の保全を進めて行く方針としています。本区域の目標年次平成27年におけるおおむねの人口及び産業の規模は、(1)(2)表のとおりです。また、(3)では、人口及び産業の見通し、かつ、市街化の現況と動向を勘案して、目標年次における市街化区域のおおむねの規模を864haとしています。この規模は、基準年次平成17年度と比較して、57ha増加しています。

次に、63ページを御覧下さい。都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、前橋長瀬線ほか1路線、公共下水道、温井川を整備目標としています。

次に、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針ですが、北藤岡駅周辺土地区画整理事業を整備目標としています。また、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針として、主要な緑地の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な緑地として、庚申山総合公園ほか4公園を確保目標としています。

続きまして、第32号議案「鬼石都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の65ページを御覧下さい。

鬼石都市計画区域は、約357haで、現在、用途地域を定めない非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、既存の住宅地への都市機能の集約等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、生活拠点としての都市づくり、安心・安全な都市づくり、自然と共生した都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、ページ右側に将来市街地像図を示しています。併せて、スクリーンを御覧下さい。本区域の市街地像は、鬼石総合支所周辺を生活拠点と位置づけ、都市機能を集約すると共に、隣接する藤岡都市計画区域における都市拠点との連携を図り、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通

網の軸となる都市軸は、国道462号等を地域連携軸と位置づけ、同一生活圏内の連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、66ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。また、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示しています。

ただ今説明致しました第31号議案及び第32号議案については、去る平成21年1月5日から同29日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第31号議案及び第32号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。  
御意見等ございませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

第33号議案「富岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第34号議案「下仁田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第35号議案「甘楽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

次に、第33号議案から第35号議案までを一括上程致します。  
事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第33号議案から第35号議案について、一括説明します。西部県民局管内、富岡地域の3案件です。

まず、第33号議案「富岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の67ページを御覧下さい。

富岡都市計画区域は、約2,093haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、商業系建築物が用途地域外で増加傾向にあることなどから、都市機能を集約させる等、土地利用の整序化に向けた取り組みの必要性等を踏まえ、都市づくりの目標として、都市拠点としての都市づくり、快適で利便性の高い都市づ

くり、歴史・文化と自然を活かした都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、68ページに将来市街地像図を示しています。スクリーンも御覧下さい。本区域の市街地像は、上州富岡駅及び富岡市役所周辺を都市拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、上信越自動車道の広域根幹軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、68ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域が存在するものの、今後減少するものと予測されていることから区域区分を定めないこととしています。

次に、69ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、西毛広幹道ほか1路線、公共下水道、鎗川を整備目標としています。

また、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針として、主要な緑地の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な緑地として、中高瀬観音山遺跡歴史公園を確保目標としています。

続きまして、第34号議案「下仁田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の71ページを御覧下さい。

下仁田都市計画区域は、約410haで、現在、用途地域を定めない非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、地形的制約により限られた都市的土地利用が可能な区域を最大限に有効活用するため、計画的な土地利用により良好な市街地を形成していく取り組み等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、生活拠点としての都市づくり、安心・快適な都市づくり、豊富な自然と歴史・文化を活かした都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、ページ右側に将来市街地像図を示しています。併せて、スクリーンを御覧下さい。本区域の市街地像は、下仁田町役場及び下仁田駅周辺の各周辺を生活拠点と位置づけ、都市機能を集約すると共に、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、国道254号等を地域連携軸と位置づけ、周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、71ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、鎗川を整備目標として示しています。

続きまして、第35号議案「甘楽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の74ページを御覧下さい。甘楽都市計画区域は、約2,958haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域であります。都市づくりの課題として、商業系建築物が用途地域外で増加傾向にあることなどから都市機能を集約させる等、土地利用の整序化に向けた取り組み等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、歴史・文化を活かした交流都市、すべての人が等しく安全で暮らせる都市づくり、にぎわいのある都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、75ページに将来市街地像図を示しています。スクリ

ーンも御覧下さい。本区域の市街地像は、一般国道254号沿道の福島地区を生活拠点と位置づけ、生活利便性の高める生活関連施設等の立地とにぎわいのある市街地の形成を図り、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、上信越自動車道等の広域根幹軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、75ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。

次に76ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、国道254号バイパスほか1路線、公共下水道を整備目標としています。また、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針として、主要な緑地の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な緑地について、楽山園を確保目標としています。

ただ今説明しました第33号議案から第35号議案について、去る平成21年1月5日から同19日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第33号議案から第35号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。  
如何でしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

第36号議案「中之条都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第37号議案「長野原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第38号議案「草津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第39号議案「吾妻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

次に、第36号議案から第39号議案までを一括上程致します。  
事務局から、説明を求めます。

(事務局)



それでは、第36号議案から第39号議案について、一括説明します。、吾妻県民局管内、吾妻地域の4案件です。

まず、第36号議案「中之条都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の78ページを御覧ください。

中之条都市計画区域は、約730haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、中之条町役場及び中之条駅への都市機能の集約化、土地利用の整序化等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、生活拠点としての都市づくり、快適で住みよい都市づくり、豊かな緑に囲まれた都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、79ページに将来市街地像図を示しています。スクリーンも御覧ください。本区域の市街地像は、中之条町役場及び中之条駅の各周辺を地域拠点と位置づけ、都市機能を集約すると共に、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、広域連携軸及び国道145号等の地域連携軸を位置づけ、周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、79ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。また、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示しています。

続きまして、第37号議案「長野原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の81ページを御覧ください。

長野原都市計画区域は、約8,075haで、現在、用途地域を定めない非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、都市機能の集約化、土地利用の整序化等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、西吾妻地域の暮らしの中心の形成、にぎわい空間・拠点の形成、人や地域との交流・連携の推進を掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、82ページを御覧ください。スクリーンも御覧ください。本区域の市街地像は、長野原町役場周辺を地域拠点と位置づけ、都市機能を集約すると共に、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、上信自動車道等の広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、82ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。また、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、ハツ場ダム関連幹線道路と接続する道路、公共下水道を整備目標としています。

続きまして、第38号議案「草津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の84ページを御覧ください。

草津都市計画区域は、約2,232haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、観光都市としてふさわしい市街地の形成等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、活力とにぎわいのある都市づくり、生活拠点としての都市づくり、ゆとりと潤いの都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像であります、85ページに将来市街地像図を示しています。併せて、スクリーンも御覧下さい。本区域の市街地像は、草津町役場周辺から温泉街を地域拠点と位置づけ、都市機能を集約すると共に、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、国道292号を地域連携軸と位置づけ、地域の発展を支えることとしています。

次に、85ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。また、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針と共に、県が関わる主要な施設として、公共下水道を整備目標としています。

続きまして、第39号議案「吾妻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の87ページを御覧下さい。

吾妻都市計画区域は、約770haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、都市機能の集約化、土地利用の整序化等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、生活拠点としての都市づくり、安全で暮らしやすい都市づくり、自然とうるおいのある都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、88ページを御覧下さい。併せて、スクリーンも御覧下さい。本区域の市街地像は、群馬原町駅及び東吾妻町役場の各周辺を地域拠点と位置づけ、都市機能を集約すると共に、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、上信自動車道等の広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、周辺市町村との連絡強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、88ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。また、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、県道高崎東吾妻線、公共下水道を整備目標としています。

ただ今説明しました第36号、第37号及び第39号議案については、去る平成21年1月14日から同28日まで、第38号議案については、1月14日から2月2日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第36号議案から第39号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。  
如何でしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議ありませんか。

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

第40号議案「沼田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第41号議案「みなかみ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

次に、第40号議案から第41号議案までを一括上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第40号議案及び第41号議案について、一括説明します。利根沼田県民局管内の2案件です。

まず、第40号議案「沼田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の90ページを御覧下さい。

沼田都市計画区域は、約2,252haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、都市機能の集約など土地利用の整序化に向けた取り組み等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、都市拠点としての都市づくり、交流・活力のある都市づくり、自然を活かしたゆとりある都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、91ページを御覧下さい。併せて、スクリーンを御覧下さい。本区域の市街地像は、沼田市役所周辺を都市拠点と位置づけ、商業・業務機能、居住機能等が一体的に作用するようなコンパクトで高度な機能集積を進め、にぎわいのある中心市街地として活性化を図ることとしています。また、交通網の軸となる都市軸は、国道17号等の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、91ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域が存在するものの、都市計画区域人口が減少傾向にあり、今後も減少するものと予測されていることから、区域区分を定めないこととしています。また、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、3・3・1号環状線、公共下水道を整備目標としています。

続きまして、第41号議案「みなかみ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の93ページを御覧下さい。

みなかみ都市計画区域は、約6,059haで、現在、用途地域を指定する非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、人口減少傾向の中、都市機能を集約させるなど、土地利用の整序化に向けた取り組み等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、生活拠点としての都市づくり、安心・安全の都市づくり、地域資源を活かした交流・にぎわいのある都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、94ページを御覧下さい。スクリーンも御覧下さい。本区域の市街地像は、みなかみ町役場を中心とする後閑駅周辺を地域拠点、上毛高原駅、上牧駅及び水上駅周辺を生活拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、関越自動車道等の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、94ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めませんこととしています。

次に、95ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、県道渋川下新田線、公共下水道を整備目標としています。また、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針として、主要な緑地の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な緑地として、名胡桃城址の歴史公園ほか1公園を確保目標としています。

なお、ただ今説明しました第40号議案及び第41号議案について、去る平成21年1月9日から同23日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第40号議案及び第41号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声)

(議長)

よろしゅうございますか。

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

第42号議案「太田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

第43号議案「藪塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

次に、第42号議案から第43号議案までを一括上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第42号議案及び第43号議案について、一括説明します。東部県民局管内、

太田地域の2案件です。

まず、第42号議案「太田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の97ページを御覧ください。

2つの市町村で構成する太田都市計画区域は、約17,345haで、現在、市街化区域と市街化調整区域を定める線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、中心市街地の形成、地区に応じ計画的に良好な居住環境を形成等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、広域拠点として活力のまちづくり、誰もが安心して快適なまちづくり、自然と共存するまちづくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、98ページにを御覧ください。スクリーンも併せて御覧ください。本区域の市街地像は、太田駅周辺を都市拠点、大泉町役場から西小泉駅周辺の一般国道354号沿道を地域拠点、木崎駅周辺や早川・上田中地区等を生活拠点、太田工業団地等を産業拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指しています。また、交通網の軸となる都市軸は、北関東自動車道の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、99ページをお願いします。区域区分の有無ですが、本区域は、今後も継続して区域区分を実施することにより、土地利用の整序、効率的な都市基盤の整備及び自然環境の保全を進めて行く方針としています。本区域の目標年次平成27年におけるおおむねの人口及び産業の規模は(1)(2)表のとおりでございます。また、人口及び産業の見通し、かつ、市街化の現況と動向を勘案して、目標年次における市街化区域のおおむねの規模を5,620haとしています。この規模は、基準年次平成17年度と比較して、82ha増加しています。

次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、国道354号バイパスほか3路線、公共下水道、石田川ほか3河川を整備目標としています。

次に、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針ですが、東矢島地区土地区画整理事業ほか2事業を整備目標としています。また、自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針として、主要な緑地の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な緑地として、金山総合公園ほか1公園及び渡良瀬川河川緑地ほか1緑地を確保目標としています。

続きまして、第43号議案「藪塚都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の102ページを御覧ください。

藪塚都市計画区域は、約2,097haで、現在、用途地域を定めない非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、太田都市計画区域との連携機能強化を図っていくこと等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、生活拠点としての都市づくり、活力とにぎわいのある都市づくり、自然を活かした都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像であります。103ページに図を示しています。併せて、スクリーンを御覧ください。本区域の市街地像は、藪塚本町庁舎、藪塚駅の各周辺を生活拠点、太田藪塚インターチェンジ周辺を複合拠点として位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指しています。また、交通網の軸となる都市軸は、北関

東自動車道の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、103ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在せず、将来的にも存在しないと予測されることから、区域区分を定めないこととしています。

また、104ページをお願いします。都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、藪塚西部幹線、公共下水道を整備目標としています。

なお、ただ今説明しました第42号議案及び第43号議案について、去る平成21年1月14日から同28日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第42号議案から第43号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。  
如何でしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

よろしゅうございますか。  
それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

第44号議案「桐生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第45号議案「新里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」  
第46号議案「みどり都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」

(議長)

次に、第44号議案から第46号議案までを一括上程致します。  
事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第44号議案から第46号議案について、一括説明します。東部県民局管内、桐生地域の3案件です。

まず、第44号議案「桐生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の105ページを御覧下さい。

桐生都市計画区域は、約13,747haで、現在、市街化区域と市街化調整区域を定め

る線引き都市計画区域です。

都市づくりの課題として、中心市街地における商業機能の集積、生活関連施設の充実による定住人口の増加等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、広域拠点としてのまちづくり、安心して住み続けられるまちづくり、歴史・文化資産、自然環境と暮らしが調和したまちづくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、106ページに将来市街地像図を示しています。スクリーンも御覧下さい。

本区域の市街地像は、桐生駅周辺等を都市拠点、新桐生駅周辺等と地域拠点、既存工業団地を産業拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、国道50号等の広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、106ページをお願いします。区域区分の有無ですが、本区域は、今後も継続して区域区分を実施することにより、土地利用の整序、効率的な都市基盤の整備及び自然環境の保全を進めて行く方針としています。本区域の目標年次平成27年における人口を(1)に示しています。また、右下の表の注書きに「市街化区域内人口は保留人口を含むものとする」と記述していますが、「広域都市計画圏における保留人口を想定しない」の誤りです。訂正してお詫び申し上げます。また、(2)に産業の規模、(3)に人口及び産業の見通し、かつ、市街化の現況と動向を勘案して、目標年次における市街化区域のおおむねの規模を3,022haとしています。

次に、107ページをお願いします。都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、中通り大橋線、公共下水道、桐生川ほか1河川を整備目標としています。

続きまして、第45号議案「新里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の109ページを御覧下さい。

新里都市計画区域は、約3,560haで、現在、用途地域を定めない非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、既存の住宅が集積している地区に周辺に都市機能を集約させる等、土地利用の整序に向けた取り組み等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、生活拠点としての都市づくり、安心・安全なゆとりある都市づくり、豊かな自然環境と共生する都市づくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、110ページに将来市街地像図を示しています。スクリーンも御覧下さい。

本区域の市街地像は、新里駅周辺等を生活拠点、山上地区等を産業拠点として位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、国道353号等を地域連携軸と位置づけ、同一生活圏内の連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、110ページをお願いします。区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在しないことから区域区分を定めないこととしています。

次に、111ページをお願いします。都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の

方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、公共下水道を整備目標としています。

続きまして、第46号議案「みどり都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の112ページを御覧ください。

みどり都市計画区域は、約6,666haで、現在、用途地域を定めない非線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、既に住宅地が集積している地区周辺に都市機能を集約させる等、土地利用の整序に向けた取り組みの必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、生活拠点としてのまちづくり、活力あふれるまちづくり、緑豊かな環境を守り、活かすまちづくりを掲げています。

次に、地域毎の市街地像ですが、113ページに将来市街地像図を示しています。スクリーンも御覧ください。

本区域の市街地像は、大間々庁舎周辺及び笠懸庁舎周辺等については生活拠点、笠懸地区における既存の工場等については産業拠点として位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、国道50号等の広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、113ページをお願いします。

区域区分の有無ですが、国土交通省令に規定される既成市街地要件を満たす区域は、現在存在せず、将来的にも存在しないと予測されるため、区域区分を定めないこととしています。

また、114ページ、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、前橋笠懸道路ほか3路線、公共下水道を整備目標としています。

ただ今説明しました第44号議案から第46号議案について、去る平成21年1月20日から2月3日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第44号議案から第46号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

第47号議案「館林都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」



(議長)

次に、第47号議案を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第47号議案について、説明します。東部県民管内、館林地域の1案件です。

それでは、第47号議案「館林都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」、説明します。理由及び概要書の115ページを御覧下さい。

5つの市町村で構成する館林都市計画区域は、約17,537haで、現在、市街化区域と市街化調整区域を定める線引き都市計画区域です。都市づくりの課題として、都市機能の集積、市街地の拡散抑制等の必要性を踏まえ、都市づくりの目標として、交流拠点としてのまちづくり、ゆとりある暮らしを育むまちづくり、身近な自然がいきづくまちづくりを掲げています。

次に、「地域毎の市街地像」ですが、116ページに将来市街地像図を示しています。スクリーンも御覧下さい。

本区域の市街地像は、館林駅周辺を都市拠点、板倉ニュータウンを地域拠点、板倉町役場・明和町川俣駅・千代田町役場の周辺及び東部地区、邑楽町本中野駅周辺を生活拠点、既存の工業団地を産業拠点、館林市城沼周辺を複合拠点と位置づけ、地域の特性や都市基盤を活かした都市空間の形成を目指すこととしています。また、交通網の軸となる都市軸は、東北自動車道の広域根幹軸、広域連携軸及び地域連携軸を位置づけ、近隣都県や周辺市町村との連携強化及び地域の発展を支えることとしています。

次に、117ページをお願いします。区域区分の有無ですが、本区域は、今後も継続して区域区分を実施することにより、土地利用の整序、効率的な都市基盤の整備及び自然環境の保全を進めて行く方針としています。また、本区域の目標年次平成27年における人口を(1)表に示しています。なお、表の下の注書きに「市街化区域内人口は保留人口を含むものとする」と記述していますが、「広域都市計画圏における保留人口を想定しない」の誤りです。訂正してお詫び申し上げます。また、(2)に産業の規模、(3)に人口及び産業の見通し、かつ、市街化の現況と動向を勘案して、目標年次における市街化区域のおおむねの規模を2,920haとしています。この規模は、基準年次平成17年度と比較して、41ha増加しています。

次に、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針ですが、主要な施設の配置の方針を示すと共に、県が関わる主要な施設として、南部幹線ほか2路線、公共下水道、鶴生田川ほか5河川を整備目標としています。また、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針ですが、西部第一南地区土地区画整理事業ほか2事業を整備目標としています。

ただ今説明しました第47号議案について、去る平成21年1月20日から同2月3日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第47号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、第47号議案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議ありませんか。

それでは、本件は原案のとおり決定します。

ここで小休止したいと思います。

(休憩)

(議長)

それでは、審議を再開させていただきます。

次に、第48号議案から第54号議案につきまして、これは都市計画の区域区分の変更に係る議案でございますが、各議案の審議に先立ちまして、先ほどのように全体の概要説明をお願いします。

(事務局)

本件議案及びこの後御審議をお願い致します第54号までの議案は、前回定期見直しとして、平成16年5月に変更した区域区分について、計画書に定める人口フレームが、平成22年に目標年次に達することから、平成27年を目標年次とする人口フレームを設定すると共に、市街化区域及び市街化調整区域の区分を見直すものです。

なお、都市計画の計画書に示すのは、人口フレームのみですが、本県における市街化区域の面積の算定は、従来から土地利用計画の目標年次、おおむね10年後までの人口増加予測、市街地の人口密度の変化予測又は計画的な市街地の再編整備による人口の市街地内での移動を根拠とする人口フレームと、産業の見通しなどを根拠とする産業フレームに基づき行っており、個別の議案説明に入る前に、共通事項として、今回定期見直しにおける人口フレーム及び産業フレームについて説明します。

始めに、人口フレームについてですが、本県では、従来から2つの広域都市計画圏を設定しています。お手元の議案添付図面、図-22の次のページに添付します資料-1、併せてスクリーンを御覧下さい。

まず、前橋高崎広域都市計画圏における人口フレームですが、前橋、高崎、伊勢崎、藤岡及び玉村都市計画区域で構成する圏域で、表の中程に示すとおり、都市計画区域における目標人口の合計を823,000人と設定しています。また、その右側欄の市街化区域における目標人口は、567,200人と設定しています。

これに対し、欄に示す市街各区域に配分する人口、すなわち市街化区域に収容可能な人口は、560,600人と設定され、欄に示すとおり、新たに市街化区域を割り付け

る余地として6,600人を保留人口として設定しています。

次に、東毛広域都市計画圏の人口フレームについて説明します。次ページの資料-2、併せて、スクリーンを御覧下さい。本広域都市計画圏は、桐生、太田、館林都市計画区域で構成する圏域で、表の列中程に示すとおり、都市計画区域における目標人口の合計を464,900人と設定しています。また、その右側欄の市街化区域における目標人口は、324,500人と設定しています。

これに対して、市街化区域に配分する人口、すなわち市街化区域に収容可能な人口は、340,600人と設定され、欄に示すとおり、市街化区域に将来収容可能な人口を目標人口が16,100人下回ることから、保留人口の設定は行わず、住宅系の市街化区域拡大は行わないこととしています。

次に、産業フレームに関してですが、本県では、従来から工業と商業、2つのフレームを設定しており、まず、工業フレームに関して説明します。スクリーンを御覧下さい。

工業フレームは、先ほど議審議頂いた都市計画区域マスタープランの中の区域区分の方針で説明しました産業の規模における工業出荷額を基に近年の工業地面積の状況から市街化区域の規模を算定しています。スクリーンには欄に基準年工業出荷額、欄に目標年次工業出荷額、欄に工業フレームの増減、欄にこの後御審議をお願いする新規工業系編入面積を示しています。

次に、商業フレームに関して説明します。スクリーンを御覧下さい。商業フレームは、先ほど議審議いただいた都市計画区域マスタープランの中の区域区分の方針で説明しました産業の規模における商業販売額を基に近年の商業地面積の状況から市街化区域の規模を算定しています。

以上で、人口フレーム及び産業フレームに関する説明を終わります。

第48号議案 前橋都市計画区域区分の変更について

第49号議案 高崎都市計画区域区分の変更について

第50号議案 藤岡都市計画区域区分の変更について

第51号議案 玉村都市計画区域区分の変更について

(事務局)

それでは、第48号議案「前橋都市計画区域区分の変更について」、説明します。お手元の議案書64ページ、65ページを御覧下さい。

まず、65ページの2の人口フレームですが、本変更において、基準年の10年後である平成27年における都市計画区域人口を269,800人、市街化区域における人口を198,600人、市街化区域に配分する人口、すなわち市街化区域に収容可能な人口を200,700人と設定しています。

次に、変更の理由ですが、議案書65ページを御覧下さい。

また、今回、既に市街地を形成する地区及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として3つの地区を市街化区域に編入するものです。

議案添付図面の図-23、併せて、スクリーンを御覧下さい。総括図として、市街化区域に編入する3件の位置を示しています。

東大室地区の概要を説明します。図 - 24、併せて、スクリーンを御覧下さい。当該地区は、前橋都市計画区域マスタープランにおいて産業拠点と位置づけ、既存の市街化区域である東大室工業団地の隣接地に市街化調整区域内における地区計画により開発が行われた1.9haを編入計画区域としています。

図 - 25、併せて、スクリーンを御覧下さい。参考図として、前橋市が決定告示予定である用途地域を示しています。工業系の土地利用状況を踏まえ、工業専用地域とする計画です。

次に、前橋南部地区の概要を説明します。図 - 26、併せて、スクリーンを御覧下さい。当該地区は、前橋都市計画区域マスタープランにおいて複合拠点と位置づけ、既存の市街化区域に隣接し、組合施行による土地区画整理事業の着手が確実となった55.5haを編入計画区域としています。

図 - 27、併せて、スクリーンを御覧下さい。参考図として前橋市が決定告示予定である用途地域を示しています。今後予定している複合系の土地利用構想を踏まえ、準工業地域と近隣商業地域とする計画です。また、今後の土地利用計画をスクリーンに写していますので、併せて御覧下さい。

次に、朝倉地区の概要を説明します。図 - 28を御覧下さい。当該地区は、前橋都市計画区域マスタープランにおいて産業拠点と位置づけ、既にサンヨー食品等の工場が立地している工業用地20.1haと前橋工業団地造成組合による開発事業の実施が確実である区域19.0haを合わせた39.1haを編入計画区域としています。

図 - 29、併せて、スクリーンを御覧下さい。参考図として、前橋市が決定告示予定である用途地域を示しています。現況の工業系の土地利用状況及び今後の土地利用計画を踏まえ、工業専用地域とする計画です。また、現況の土地利用状況及び今後の土地利用計画をスクリーンに写していますので、あわせて御覧下さい。

続きまして、第49号議案「高崎都市計画区域区分の変更について」、説明します。お手元の議案書66、67ページを御覧下さい。

まず、67ページの人口フレームですが、本変更において、基準年の10年後である平成27年における都市計画区域人口を293,600人、市街化区域における人口を222,600人、市街化区域に配分する人口を218,300人と設定しています。

次に変更の理由ですが、議案書67ページのとおりでございます。また、都市計画道路の整備に伴い市街化区域の境界としていた地形、地物が変更された地区を市街化調整区域に編入するものです。

次に、市街化調整区域に編入する宿横手大沢線沿線地区の案について、説明します。議案添付図面の図 - 30総括図、あるいは、スクリーンを御覧下さい。当該地区は、関越自動車道高崎インターチェンジ東側に位置する高崎東部工業団地の一部です。

当該地区の概要を説明します。図 - 31計画図、又はスクリーンを御覧下さい。本地区は、昭和63年に市街化区域編入され、当時の市道を区域区分の境界に定めましたが、都市計画道路3・4・23号宿横手大沢線の整備に伴い、機能を有しなくなった当該市道が廃止されることから、新たな道路境界を区域界とする変更を行うものです。スクリーン上には、今回市街化調整区域に編入する区域に加え、整備の終わった都市計画道路を示しています。なお、今回市街化調整区域に編入する0.02haは市が買収しており、土地利用

への影響もないと判断されます。

続きまして、第50号議案「藤岡都市計画区域区分の変更について」、説明します。お手元の議案書68、69ページを御覧下さい。まず、69ページの人口フレームですが、本変更において、基準年の10年後である平成27年における都市計画区域人口を58,000人、市街化区域における人口を22,500人、市街化区域に配分する人口を23,000人と設定しています。

次に、変更の理由につきましては、議案書69ページのとおりです。また、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、2つの地区を市街化区域に編入するものです。

議案添付図面の図-32、あるいはスクリーンを御覧下さい。総括図として、市街化区域に編入する2つの区域を示しています。中栗須南部地区の概要を説明します。図-33、あるいはスクリーンを御覧下さい。既存の市街化区域に隣接する当該区域には、線引き前に開発許可を得て営業している商業施設があり、この事業者による再開発事業の実施が確実である約8.4haを編入計画区域としています。

図-34、あるいはスクリーンを御覧下さい。藤岡市が決定告示予定である用途地域を示しています。既存の土地利用状況を踏まえ、既存の住宅地に接する商業施設を集積する区域として、近隣商業地域とする計画です。また、再開発に係る土地利用計画をスクリーンに写していますので、併せて御覧下さい。

次に、三本木工業団地地区の概要を説明します。図-35、併せて、スクリーンを御覧下さい。当該区域は、藤岡都市計画区域マスタープランにおいて産業拠点として位置づけ、既存の工場、清掃センター等及び藤岡市土地開発公社による工業団地造成が確実となった区域48.5haを編入計画区域としています。なお、編入後工業団地造成が行われる区域は、約19.2haです。

図-36、併せて、スクリーンを御覧下さい。藤岡市が決定告示予定である用途地域を示しています。現況の土地利用及び今後の工業団地造成計画を踏まえ、工業専用地域とする計画です。また、工業団地造成部分の土地利用計画をスクリーンに写していますので、併せて御覧下さい。

続きまして、第51号議案「玉村都市計画区域区分の変更について」、説明します。議案書70、71ページを御覧下さい。

まず、71ページの人口フレームですが、基準年の10年後である平成27年における都市計画区域人口を38,800人、市街化区域における人口を10,300人、市街化区域に配分する人口を9,200人と設定しています。

次に、変更の理由ですが、議案書71ページのとおりです。また、おおむね10年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図るべき区域として、1つの地区を市街化区域に編入するものです。

議案添付図面の図-37又はスクリーンを御覧下さい。当該地区は、先ほど御審議頂きました玉村都市計画区域マスタープランでは、産業拠点と位置づけ、利便性の高い操業環境の保全と育成を目指すこととしています。

次に、東部工業団地地区の概要を説明します。図-38、あるいはスクリーンを御覧下さい。既存の東部工業団地の隣接地で玉村町土地開発公社による開発が確実となった6.

3 ha を編入計画区域としています。

図 - 39、あるいはスクリーンを御覧下さい。決定告示予定である用途地域を示しています。工業系の土地利用状況を踏まえ、工業専用地域とする計画です。また、今後の土地利用計画をスクリーンに写していますので、併せて御覧下さい。

ただ今説明しました第48号議案、第49号議案、第50号議案、第51号議案については、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第48号議案から第51号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見を委員の皆様からお願いしたいと思います。

如何でしょうか。

はい、中村委員さん。

(中村委員)

先ほど議論しましたことと関係がありますが、第48号議案です。添付図面27に準工業地域が41.5 ha、近隣商業地域が14.0 haとあります。先ほど各拠点の役割分担、棲み分けということが議論になりました。それぞれの棲み分けとか役割分担が上手くいくためには、それぞれの所に具体的に何が出来るかということと切り離して考えることはできません。

群馬県の決定ということですが、先ほど市と調整、連携しなければ、合目的にまちづくりを進めることが出来ないと申し上げたところですが、当該地域には、どういうものが出来るかを市と調整しているのでしょうか。

(事務局)

近隣商業地域をAゾーンと呼んでいますが、Aゾーンには大規模商業施設が、その西側の四角い区域をBゾーンと呼んでいますが、ここには物流関係施設、Cゾーンについては、福祉施設と共に住宅地域に開発したいと聞いています。

午前中にも色々議論して頂きましたが、今、前橋市では、中心市街地活性化基本計画を作成している様ですので、郊外型の物販施設と中心市街地の商業施設をどう棲み分けていくかを含めて、県では商政課が窓口ですが、都市計画課も一緒になって中心市街地活性化も含めて、検討していきたいと考えています。

(中村委員)

前橋の郊外に大型商業施設が作られている状況を踏まえて、更にこの地域で大型の商業施設が造られるとなると、中心市街地の交通事情が良くないということもあり、中心市街地が商業的な面でますます衰退していくのではないかと。そのことが、スズランの撤退が噂

されていることと強く結びついているのではないのでしょうか。

県の計画としても、県都前橋の中心市街地活性化と謳っているのですから、重大な関心を持たざるを得ないと思うのです。改めてこの点は如何でしょうか。

(議長)

中心市街地問題は、皆さん、関心を持たれている課題だろうと思います。人口が減少していく中で、中心市街地とこの南部地域を開発するというこの棲み分けの仕方、連携の仕方などをどうするのか、基本的な考えをお示し頂きたい。

(事務局)

午前中に、はばたけ群馬県・県土整備プランの中で郊外の全ての開発を規制しているものではないとお話しさせていただきました。インターチェンジ周辺、駅周辺などの既存施設を有効に利用して地域を活性化させることは、県のプランと齟齬は生じないと思います。

中心市街地の商業と郊外の物販施設との棲み分けはどのようにするのかという心配だと思いますが、先程来申し上げているとおり、市の方で中心市街地活性化法に基づく基本計画を策定中ということもあり、その中でどういう棲み分けをしていくかを明示して頂く。県都前橋の中心市街地をどうしていくのかということは非常に大事なことだと思いますので、その辺を前橋市からフォローをお願いします。

(前橋市)

中心市街地と前橋南部拠点については、都市計画マスタープランでは、都心核と地域核という位置付けです。

都心核は、合理的な土地利用や都市機能の更新により、商業・業務機能の拡充とともに居住機能や文化機能などの向上を図るとし、特にJR前橋駅から中心商業地までは、多くの人が集い・行き交う魅力的なエリアを形成し、郊外型商業地との差別化・機能分担を進めるとともに、賑わいのある中心市街地の形成を目指すとしています。

一方、地域核である前橋南部地区は、都心核を支える交通結節点の一つとして、高速道路を活用し、流通機能や研究開発機能の集積を促し、広域都市圏を視野に入れた他都市との交流を促進する商業系機能を導入し、周辺の住宅や田園環境との調和を図りながら、新たな拠点型複合市街地の形成を目指すということで、それぞれを差別化を図っています。これに基づきまして、中心市街地活性化基本計画も策定に取り組んでいるところです。

(中村委員)

中心市街地活性化の大切なポイントとして、居住機能、文化的機能を重視するとあったと思います。棲み分けとか役割分担は、この南部については商業的なものとか準工業地域なる。それとの関連で中心市街地は、商業的な振興から切り離れた居住機能や文化機能を重視すると私は受け止めたのですけれども、居住機能や文化的機能の振興発展を図るためにも、商業的なにぎわいや発展は大切なポイントであって、切り離して考えることはできないものです。その点をしっかり認識して、県も案が出来てしまってからということではなく、中心市街地活性化するためには市と連携を密にするべきだと考えます。

(平田委員)

県の団地である下川団地も入れて55.5 ha、産業技術センターも入っていると思いますが、これらを除外するとどのくらいの面積になりますか。

(事務局)

下川団地は、この55 haに入っていない。

(平田委員)

朝倉地区ではサンヨー食品は含んでいますか。

(事務局)

はい。全部含めての面積です。

(平田委員)

南部地区55 haに朝倉地区39 haを足すと94 haとなりますが、これが優良農地から外れることとなります。食糧自給率50%という話がありますが、その辺の議論はしてあるのでしょうか。

(事務局)

今回上程させて頂いた案件は、全て関係機関と調整が済んでいます。農地の関係については、国の農政部局と調整済みです。

(平田委員)

農政部関係は、良いと言っているのですか。こんな良い田んぼを農政は了解済みという話でよいのですか。

(事務局)

はい。関係機関とは全て調整済みです。

(平田委員)

前橋市には、この他にも団地がありますが、それは売り切っているのでしょうか。

(前橋市)

工業団地は既存の工業団地で残っているところはありますが、面積は承知していません。芳賀地区の五代南部工業団地で一部残っているところがありますが、現在、上武道路の整備が進んでいるということもあり、引き合い等は来ていると聞いています。

(平田委員)

大体目処がついたから新しい工業団地を造るということはあるにしても、県の農政部局



が承諾したのならしかたないが、こんな優良農地を潰すのですか。

(事務局)

県の農政部局もそうですが、国の農政部局とも調整を済ませています。

(田口委員)

関連しますが、農政部局がこれだけの大きな面積をよく認めたなと思います。普通の農振除外は却下ですよ。これだけ大きな農地、優良農地だと思えますが、どういう理由があってできたのか分からない。これだけ大きなところが認められるのであれば、一般的な農振除外に口を出すのはおかしいと思います。

(事務局)

前橋南部地区については、平成6年10月に前橋南部拠点地区として、地方拠点法に位置付けられています。その頃から開発の構想はございます。朝倉工業団地については、県の北関東ベルトゾーン構想の前橋伊勢崎ゾーンに位置していることもあり、平成20年1月から12月まで国との協議を行い、農林調整も済んでいる状況です。当然、県の内部で調整してから国に持って行っています。

それから国土利用計画法の関係で、県の国土審も既に済ませており、今回の案件は農業地域から除外されている状況です。そういう意味で、現時点では白地になってしまっていますので、速やかに市街化区域に編入していくべきであると考えています。

(平田委員)

白地とは、どういう意味でしょうか。

(事務局)

国土利用計画法上の位置づけで、都市地域にするのか農業地域にするのかということです。この都市計画審議会の前に県の国土審を行って、この地域については、農業地域から除外したということです。

国土利用計画法では、都市計画区域に入ると全て都市地域となります。その時点で農振地域があると農業地域となります。したがって、線引きを行っているところの市街化調整区域というのは、都市地域であり、かつ、農業地域ということになります。国土利用計画法の変更を行ったのは農業地域の縮小ということで、当該地域が都市計画法上の白地ということではありません。

(田口委員)

前橋南部地区の近隣商業地域の設定はおかしいと感じます。市街地から連担する道路沿いなどが普通だと思えますが、このような設定も可能なのですか。個人的には、田んぼの中に商業地域は違和感があります。

(事務局)

用途地域の指定は、市町村決定です。県の同意は必要だが、県が決定するのではなく市町村の決定となっています。

地図にありますとおり、インターに隣接しているだけでなく、朝倉玉村線の4車線道路、幹線道路に接している地域で、そういう意味で不自然ではないと思います。

(角倉委員)

第50号議案についてですが、団地を造るに当たり、工業排水が出ます。工業廃水が農業用水と繋がっていると聞いたが本当でしょうか。

(事務局)

確認していませんので、改めて確認しまして報告させていただきます。

(角倉委員)

工業排水が農業用水に排出されるとしたら、これは合法なのでしょうか。

(事務局)

基本的には、環境基準を満たすかどうかという問題があると思います。環境基準を満たさない工場排水が外に出て行くということはないと思いますが、確認が出来ていませんので、排水計画を確認してお答えします。

(事務局)

改めて確認しましたところ、雨水は調整池を設けまして排水路にて鮎川へ排水されます。汚水については、敷地内で合併浄化槽処理を行い、調整池を経まして鮎川へ排水されます。

(角倉委員)

川ですね。分かりました。

(議長)

他にありませんか。

(平田委員)

第48号議案に戻りますが、前橋南部と朝倉工業団地に賛成出来ない場合はどうするのでしょうか。

(議長)

そういう場合は、採決します。

(中村委員)

反対意見がある場合は、どういう効果を持つのでしょうか。都市計画審議会は追認機関なのでしょうか。私は、この審議会が初めてなので、基本的な問題の確認をお願いします。

(事務局)

追認ということではありません。上程した案件が否決ということもあろうかと思えます。

決まったということではなく、ここで決めない限りは、市街化区域には編入出来ないということで、それだけの重みのある審議会です。

ただ、関係機関と何も調整しないで審議会に案件を付議することはないので、関係機関との調整は終わっているということを申し上げたものです。市街化区域の編入が決まっているということを申し上げた訳ではありません。

(中村委員)

反対意見があっても多数決で決まるということだと思えますが、中身のある会議にするためには、ほぼ動かせない状態になってしまって、この会議にかけるというのは、都市計画審議会の役割を考えると如何なものかなと思います。今後のことを考えると工夫して欲しいと思います。

(議長)

他にはありませんか。

どうぞ、田口委員。

(田口委員)

市は原案を作るだけで、決定は県で行うということですが、市が原案を作る過程で県と協議しているのでしょうか。

(事務局)

市が原案作成者ではありますが、市と県で一緒に作っているものです。市の案ではなくて、県の案として上程しているものです。

(田口委員)

市の審議会にはかかっているのでしょうか。

(事務局)

県の案を作って、市に意見を聞いています。案が市の審議会にかかって、市町村長の意見が出てきます。

(田口委員)

朝倉工業団地は、住宅団地のように区画整理はしないのでしょうか。

(事務局)

オーダーメイドで整備すると聞いています。

(前橋市)

大きなロットとなるので細かい道路は造りませんが、区画整理手法で道路や調整池を造ります。ある程度の大きさになると区画整理手法で換地していった方が事業がやりやすいです。

(議長)

それでは、意見は出尽くしたと思いますので、採決に移りたいと思います。一括上程していますので、委員の皆さん一致ならば問題ありませんが、賛成出来ない案件があれば、その部分を言って頂いて、その部分を別個の採決にしたいと思います。

今回の議案の中で、賛成出来ないものがあれば言ってください。

(平田委員)

第48号議案です。

(中村委員)

私も第48号議案の中の一部です。

(議長)

その他の方はいませんか。

(田口委員)

第48号議案について、棄権します。

(議長)

分かりました。

それでは、第48号議案を除いて、第49号議案から第54号議案までの議案について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ありがとうございました。第49号議案から第54号議案については、原案のとおり可決させていただきます。

それでは、第48号議案について、賛否を問いたいと思います。

賛成の方は、挙手して下さい。(11名挙手)

反対の方は、挙手をお願いします。(2名挙手)

賛成意見多数ということで、第48号議案については、原案のとおり可決させていただきます。

今まで出た反対の意見を重く受け止めて、県と市の調整に活かして頂ければと思います。

第52号議案「桐生都市計画区域区分の変更について」

第53号議案「太田都市計画区域区分の変更について」

第54号議案「館林都市計画 区域区分の変更について」

(議長)

次に、第52号議案から第54号議案までを一括上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第52号議案「桐生都市計画区域区分の変更について」、説明します。議案書72、73ページを御覧下さい。

まず、73ページの人口フレームですが、本変更において、基準年の10年後である平成27年における都市計画区域人口を95,800人、市街化区域における人口を91,600人、市街化区域に配分する人口を100,900人と設定しています。

次に、変更の理由ですが、議案書71ページのとおりです。

次に、議案添付図面の図-40はスクリーンを御覧下さい。本区域については、先ほど説明しました人口フレームのみを変更し、市街化区域及び市街化調整区域の変更は行わないこととしています。

続きまして、第53号議案「太田都市計画区域区分の変更について」、説明します。議案書74、75ページを御覧下さい。まず、75ページの人口フレームですが、平成27年における都市計画区域人口を229,800人、市街化区域における人口を164,800人、市街化区域に配分する人口を167,500人と設定しています。

次に、変更の理由ですが、議案書75ページのとおりです。また、既に市街地を形成する区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、4つの地区を市街化区域に編入し、市街化区域及び市街化調整区域の境界変更に伴い、1つの地区を市街化調整区域に編入するものです。

議案添付図面の図-41又はスクリーンを御覧下さい。市街化区域に編入する4件及び市街化調整区域に編入する1件の位置を示しています。

次に、大島地区の概要を説明します。図-42又はスクリーンを御覧下さい。当該区域は、太田都市計画区域マスタープランにおいて、救急医療施設の拠点としての整備を目指す生活拠点と位置づけ、既存の市街化区域に隣接し、民間開発による事業実施が確実である9.9haを編入計画区域としています。

図-43又はスクリーンを御覧下さい。太田市が決定告示予定である用途地域を示しています。現況の土地利用及び今後の土地利用状況を踏まえ、第1種住居地域とする計画です。また、今後の土地両計画をスクリーンに写しています。

次に、東長岡地区の概要を説明します。図-44又はスクリーンを御覧下さい。当該区域は、既存の市街化区域に隣接する、平成11年に民間事業者により開発されたいずみ住宅団地等で、人口密度が既成市街地要件を満たし、10.0haを編入計画区域としています。

図-45又はスクリーンを御覧下さい。太田市が決定告示予定である用途地域を示して

います。現況の土地利用状況及び周辺の市街化区域の用途指定状況を踏まえ、第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域とする計画です。

次に、北部大規模開発地区の概要を説明します。図 - 4 6 又はスクリーンを御覧下さい。当該区域は、太田都市計画区域マスタープランにおいて産業拠点と位置づけ、太田土地開発公社による工業団地整備事業の実施が確実である 4 1 . 2 ha を編入計画区域としています。

図 - 4 7 又はスクリーンを御覧下さい。太田市が決定告示予定である用途地域を示しています。今後の土地利用計画を踏まえ、工業専用地域とする計画です。また、土地利用計画をスクリーンに写していますので、併せて御覧下さい。

次に、飯塚地区の概要を説明します。図 - 4 8 又はスクリーンを御覧下さい。当該地区は、太田都市計画区域マスタープランにおいて、生活拠点と位置づけ、既存の市街化区域に隣接する、民間事業者による計画的な市街地整備が確実となった区域及び既存の公共施設等が立地する区域を合わせた 2 0 . 7 ha を編入計画区域としています。

図 - 4 9 又はスクリーンを御覧下さい。太田市が決定告示予定である用途地域を示しています。今後の土地利用計画を踏まえ、近隣商業地域とする計画です。また、土地利用計画をスクリーンに写していますので、併せて御覧下さい。

次に、沖野上田島地区の概要を説明します。図 - 5 0 又はスクリーンを御覧下さい。当該区域は、平成 7 年に市街化区域編入した沖野上田島工業団地の一部であり、工業団地造成の過程で道路や調整池の位置の変更により生じた余剰地 0 . 1 ha を市街化調整区域に編入するものです。

続きまして、第 5 4 号議案「館林都市計画区域区分の変更について」、説明します。議案書 7 6、7 7 ページを御覧下さい。

まず、7 7 ページ 2 の人口フレームですが、本変更において、基準年の 1 0 年後である平成 2 7 年における都市計画区域人口を 1 3 9 , 3 0 0 人、市街化区域における人口を 6 8 , 1 0 0 人、市街化区域に配分する人口を 7 2 , 2 0 0 人と設定しています。

次に、変更の理由ですが、議案書 7 7 ページのとおりです。また、既に市街地を形成する区域及びおおむね 1 0 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものです。

議案添付図面の図 - 5 1 又はスクリーンを御覧下さい。総括図として、市街化区域に編入する 3 件の位置を示しています。

次に、渡瀬南部地区の概要を説明します。図 - 5 2、スクリーンを御覧下さい。当該地区は、館林区域マスタープランにおいて産業拠点と位置づけ、既存の市街化区域である北部工業団地の隣接地に、市街化調整区域内における地区計画により開発が行われた既成市街地 9 . 8 ha を編入計画区域としています。

図 - 5 3、スクリーンを御覧下さい。館林市が決定告示予定である用途地域を示しています。工業系の土地利用状況を踏まえ、工業専用地域とする計画です。

次に、明和第二工業団地地区の概要を説明します。図 - 5 4 又はスクリーンを御覧下さい。当該地区は、館林区域マスタープランにおいて産業拠点と位置づけ、既存の市街化区域である大輪・矢島地区の工業団地の隣接地に、群馬県企業局による開発が行われた既成市街地 1 0 . 1 ha を編入計画区域としています。

図 - 5 5、スクリーンを御覧下さい。明和町が決定告示予定である用途地域を示しています。工業系の土地利用状況を踏まえ、工業専用地域とする計画です。

次に、明和第三工業団地地区の概要を説明します。図 - 5 6 又はスクリーンを御覧下さい。当該地区は、館林区域マスタープランにおいて「産業拠点」と位置づけ、既存の市街化区域である明和工業団地の隣接地に群馬県企業局による開発が確実である 20.6 ha を編入計画区域としています。

図 - 5 7 又はスクリーンを御覧下さい。明和町が決定告示予定である用途地域を示しています。工業系の土地利用状況を踏まえ、工業専用地域とする計画です。また、今後の土地利用計画をスクリーンに写していますので、併せて御覧下さい。

ただ今説明しました第 5 2 号議案及び第 5 4 号議案については、去る平成 21 年 1 月 20 日から 2 月 3 日まで、第 5 3 号議案については、1 月 14 日から同月 28 日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行ったところ、第 5 3 号議案 太田都市計画区域区分について、4 件の公述の申し出がありましたので、その内容について説明します。スクリーンを御覧下さい。

まず、最初に東長岡地区の編入について、区域内に農地を所有する親子から 2 件の同じ内容の御意見をいただきました。内容としましては、本人が所有する農地について、稲作以外の活用方法をすぐに見い出せる状況にない。編入により税制面がどのように変わるかという情報が十分に得られていない段階では編入には反対としたい、との意見です。

この意見に対する県の考えとしましては、全ての都市計画は国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としていることから、今回の編入も、一筆毎ではなく区域全体の今後の土地利用について、広域的な観点から検討した上で編入を行うものである。今回の編入は、太田市都市計画マスタープランに沿ったものである。当該農地を除いた形で編入することは制度上難しい。病院や学校に近接し市街化が進む本区域を編入することは、まちづくりの観点である定住人口の確保による活力ある市街地形成につながる。

以上により、本区域を市街化区域に編入する事は妥当であると考えています。

なお、公聴会後に太田市から編入後の税制面の変化なども含め、再度説明したところ、編入について御了解頂いたと聞いています。

東長岡地区については、もう 1 件、別の方から御意見をいただきました。この方は、今回の編入区域内の住宅団地にお住まいの方です。内容としましては、住宅団地開発に反対した周辺地域まで編入されるのかが疑問。今回は住宅団地開発部分のみ編入し、今後周辺地域をどうするか話し合うプロセスを強く要望する、との意見です。

この意見に対する県の考え方としましては、今回の編入は、太田市都市計画マスタープランに沿ったものである。当該農地を除いた形で編入することは制度上難しい。病院や学校に近接し、市街化が進む本区域を編入することは、まちづくりの観点である定住人口の確保による活力ある市街地形成につながる。

以上により、本区域を市街化区域に編入する事は、妥当であると考えています。

次に、大島地区及び飯塚地区の編入について、1 件の御意見を頂きました。内容としましては、両地区共通の意見として、農業振興地域を減らすのは反対である。大島地区について、病院用地が過大ではないか。飯塚地区について、近隣に大きな店舗がありオ

ーバーストアになり、既存商店街に影響を与え、街中賑わい施策に逆効果になる。 南の農業振興地域と合わせ10 ha以上の優良農地を保全することは食糧自給率、規模拡大等、県や国の政策に適する、という意見です。

この意見に対する県の考えとしましては、 の意見に対しては、両地区の編入は、太田市都市計画マスタープランに沿ったものであり、農林漁業との健全な調和を図りつつ合理的な土地利用を図ろうとするもので、都市計画と農林漁業の調整措置に基づき、地方農政局との事前協議を経ているということ。 の意見に対しては、関係機関調整時においても区域の規模の妥当性について検討しているということ。 の意見に対しては、都市計画制度の運用にあたっては商業需給調整や既得権擁護とならないよう措置するとされており、太田市の商業政策の方針として、既存の商業環境に対しても今後も配慮・支援していく旨を聞いているということ。

以上により、本区域を市街化区域に編入する事は妥当であると考えています。

また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、1件の意見書の提出がありました。

別添資料1「太田都市計画区域区分の変更にかかる都市計画の案に対する意見書について」、あるいはスクリーンを御覧下さい。意見書を提出された方は、先ほど御説明した太田公述意見の3の東長岡地区について意見を述べられた方と同じ方であり、公述内容と全く同じ御意見を頂きました。

この意見に対する県の考えとしましては、公述意見に対する県の見解と同様、 今回の編入は、太田市都市計画マスタープランの方針に沿ったものである。 当該農地を除いた形で編入することは制度上難しい。 病院や学校に近接し市街化が進む本区域を編入することは、まちづくりの観点である定住人口の確保による活力ある市街地形成につながる。

以上により、本区域を市街化区域に編入する事は妥当であると考えています。

以上で第52号議案から第54号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、本案に係る御意見、御質問をお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声)

(議長)

よろしゅうございますか。

それでは、原案のとおり可決させていただきます。

第55号議案「前橋都市計画道路(3・4・16号朝日町下阿内線)の変更について」

(議長)

次に、第55号議案を上程致します。



事務局から、説明を求めます。

(事務局)

それでは、第55号議案「前橋都市計画道路(3・4・16号朝日町下阿内線)の変更について」、説明します。議案書78ページと併せて、添付図面の図-58又はスクリーンを御覧下さい。当該路線を青線で示しています。国道50号を起点として前橋市の中心部から玉村、伊勢崎をつなぐ幹線道路ですが、今回の変更箇所は、先ほど第48号議案で御説明した編入区域である前橋南部地区の区域内の赤線で示された箇所になります。

次に、変更の理由ですが、議案書79ページのとおりです。

具体的な内容について、説明します。議案添付図面の図-59又はスクリーンを御覧下さい。今回の変更は、本件計画道路と土地区画整理による区画道路の交差点部に右折車線を設置することを目的としていますが、青色点線が土地区画整理事業で新設される区画道路です。この交差点部分に右折車線を新設する事により、この部分の幅員を16mから17mに変更します。また、黄色で示しているのが変更前の数字、赤色が変更後の数字となります。今回の変更で区間内の幅員は全て17mになります。

なお、路線全体延長=7,550mの間、代表的な幅員は16mで変更がないため、都市計画決定上の幅員は $W=16m$ のままとなります。

図-60、スクリーンを御覧下さい。変更後の、一般部と交差点部の標準断面図を示しています。

図-61は、交差点詳細図を示しています。

なお、去る平成21年1月7日から同月21日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いましたが、公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第55号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、55号議案について、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

はい、平田委員。

(平田委員)

3mのゼブラなのですが、中央分離帯を設けず、ずっとゼブラなのですか。

(事務局)

交差点部で右折車線が出来ますから、その前後はゼブラで右接まで誘導します。分離帯は設けません。

(議長)

その他の意見はありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

#### 第56号議案「館林都市計画新住宅市街地開発事業の変更について」

(議長)

最後に、第56号議案「館林都市計画新住宅市街地開発事業の変更について」を上程致します。

事務局から、説明を求めます。

(事務局)

本件議案は、板倉ニュータウンに関する新住宅市街地開発事業の変更です。新住宅市街地開発事業は、住宅需要が著しい市街地周辺における住宅市街地の開発及び住宅に困窮する国民への居住環境が良好な住宅地を供給することを目的としています。しかし、進展する人口減少や少子高齢化、住宅需要の低迷などを背景に区域面積、住区及び土地利用計画を見直すものです。議案書は、80ページを御覧下さい。併せて、添付図面の図-62、スクリーンを御覧下さい。総括図としまして、板倉ニュータウンの位置を示しています。

板倉ニュータウンは、板倉町東部に位置し、東武日光線板倉東洋大学駅の西側に位置する赤色で囲まれた区域です。館林都市計画区域マスタープランでは、居住・産業機能を集積する地域拠点と位置づけています。

次に、新住宅市街地開発事業の変更点について説明します。議案書81ページには変更後の計画を示していますが、新旧を対照できる形で整理したものをスクリーンに写しています。青文字の箇所を赤文字へ変更し、緑の文字は、変更により削除する箇所としています。主な変更点ですが、区域面積を約202.4haから約138.1haに、住区数を1住区に、計画目標人口は約11千人から約5千人へ縮小しています。また、この縮小に伴い道路、公園、緑地及び住宅用地等の土地利用が変更となっています。

次に、変更理由ですが、議案書82ページのとおりです。図-63又はスクリーンを御覧下さい。赤線で囲っている区域が、変更となる区域です。青の点線は旧区域を示しています。図-64又はスクリーンを御覧下さい。参考図として、開発計画図を示しています。宅地用地、教育施設用地、購買施設用地など宅地の利用計画を示しています。

なお、去る平成21年1月20日から同年2月3日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成21年5月15日から同29日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第56号議案の説明を終わります。よろしく御審議の程お願いします。

(議長)

それでは、第56議案につきまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声)

(議長)

それでは、御異議ないものとしまして、本件は原案のとおり可決させていただきます。

以上をもちまして、議案の審議は全て終了致しましたので、傍聴人及び報道関係者の方におかれましては、事務局の指示に従って退場して頂きたいと思っております。

静粛な傍聴、誠にありがとうございました。

報告事項「群馬県都市計画審議会委員の定数見直しについて」

(事務局)

なお、報告事項がございますので、委員の皆様はお待ち下さい。

それでは、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

はい。それでは本日お配りしたA4判資料、第149回都市計画審議会報告事項を御覧下さい。

群馬県都市計画審議会の委員数の変更について、御報告申し上げます。

群馬県では、本年5月に「附属機関の設置及び運営指針」を定めまして、県の附属機関の委員をおおむね15人以内とすることとなりました。

これに伴いまして、本審議会の委員を現在の22人から15人に変更するために調整を行っているところです。

具体的な変更案は表のとおりでございまして、学識経験者は6人を7人に、関係行政機関は6人を2人に、市町村の長を代表する者は2人を1人に、県議会の議員は6人を4人に、市町村の議会議長を代表する者は2人を1人に変更しようとするものでございます。

なお、変更の時期につきましては、最終的に来年の5月県議会の選任で15人としていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

(議長)

本件について、御質問等がございましたらお願い致します。

どうぞ、角倉委員。

(角倉委員)

県の方針として、考え方は理解出来るのですが、ものによりけりだと思っております。都市計画審議会みたいな多方面、様々な課題にかかるものについて、数が多ければ良いという訳ではないですけど、まちづくりの根幹に係わる大切な審議会ですので、一律に削っていくというのはおかしいと思っております。私は、現行の委員数を維持していくべきだと思っております。

(議長)

報告事項ですから、角倉委員の意見として、事務局は聞いておいて欲しいと思います。

こういう時期に審議会の位置づけを明らかにすることが必要だと思います。関係法令と条例、規則などを委員の皆様配布するなど説明が必要だと思います。

伝統的に県政の重要事項について審議するものですから、位置づけを明らかにする必要があります。

(事務局)

委嘱に当たり説明させて頂いています。

(角倉委員)

これは報告なのですか。決まったことなのですか。

(議長)

報告事項です。県の決定事項ですから、角倉委員さんの意見として聞いて頂くことになります。

よろしゅうございますか。

他にご質問等がないようでしたら、以上で終了いたします。

次回の第150回の審議会は、10月下旬、9月定例会議終了後の開催を予定しておりますので、開催日は、会長に一任して頂きたいと思います。日程は、後日通知致しますのでよろしく申し上げます。

以上を持ちまして、本日の審議は、全て終了致しました。委員の皆様には、熱心な御審議を頂きまして誠にありがとうございました。

(閉会 16 : 10)